

令和7年度

ディスクロージャー誌

【令和7年4月1日～令和8年3月31日】

これからも…ずっと…



山形県鶴岡市上藤島備中下3番の1

電話 0235-64-3000

は じ め に

日頃、皆さまには格別のご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

J A庄内たがわは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 7 月

庄内たがわ農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

目 次

ごあいさつ

1. 基本理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和7年度）	3
5. 農業振興活動	8
6. 地域貢献情報	9
7. リスク管理の状況	12
8. 自己資本の状況	15
9. 主な事業の内容	16

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	34
2. 損益計算書	36
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	61
5. 部門別損益計算書	62
6. 会計監査人の監査	63

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	64
2. 利益総括表	64
3. 資金運用収支の内訳	65
4. 受取・支払利息の増減額	65

III 事業の概況

1. 信用事業	66
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関連の貸出金残高	

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生政策開示債権区分に基づく 債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農 協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増 減額	

⑪ 貸出金償却の額

（3）内国為替取扱実績

（4）有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

② 商品有価証券種類別平均残高

③ 有価証券残存期間別残高

（5）有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

② 金銭の信託の時価情報

③ デリバティブ取引、金融デリバティ ブ取引、有価証券店頭デリバティブ 取引

（6）預かり資産の状況

① 投信信託残高（ファンドラップ含む）

② 残高有り投信信託口座数

2. 共済取扱実績 74

（1）長期共済保有高

（2）医療系共済の共済金額保有高

（3）介護系その他の共済の共済金額保有 高

（4）年金共済の年金保有高

（5）短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績 76

（1）購買事業取扱実績

① 買取購買品

（2）販売事業取扱実績

① 受託販売品

② 買取販売品

（3）保管事業取扱実績

（4）利用事業取扱実績

（5）その他の事業取扱実績

① 加工事業取扱実績

② 福祉介護事業取扱実績

③ 農用地利用調整事業取扱実績

④ 共同管理施設利用事業取扱実績

- ⑤ その他事業取扱実績
- ⑥ 指導事業収支内訳

IV 経営諸指標

1. 利益率	79
2. 貯貸率・貯証率	79

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	80
2. 自己資本の充実度に関する事項	82
3. 信用リスクに関する事項	85
4. 信用リスク削減手法に関する事項	93
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	95
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	95
7. CVAに関する事項	95
8. マーケット・リスクに関する事項	95
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	95
10. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	96
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	97
12. 金利リスクに関する事項	97

VI 連結情報

1. グループの概況	100
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主な経 営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	

- (9) 連結剰余金計算書
- (10) 農協法に基づく開示債権
- (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

2. 連結自己資本の充実の状況	131
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引 の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事 項	
(7) CVAに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	

VII 財務諸表の正確性等にかかる確認 149

【JAの概要】

1. 機構図	150
2. 役員構成（役員一覧）	151
3. 会計監査人の名称	151
4. 組合員数	152
5. 組合員組織の状況	152
6. 特定信用事業代理業者の状況	152
7. 地区一覧	152
8. 組合の沿革・あゆみ	153
9. 店舗体制	156

ごあいさつ

“JA庄内たがわ”は山形県庄内地方の鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）と庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、および三川町の1市2町（旧7町1村）を区域とし、庄内平野、出羽三山、日本海等の自然に恵まれた風光明媚な農業地帯にあります。

当JAは営農指導・販売、信用、共済、生産資材、福祉介護の各事業を行っており、JA事業における機能、経営体質の強化と組織づくりにより、総合農協として地域の方々、利用者の皆様の豊かな農（みのり）と生活（くらし）をサポートし、信頼とサービス、満足度の追及に向けた事業を展開しており、広く地域の皆様より親しまれております。

国民の間で農畜産物に対する安心・安全・新鮮・美味しさを求める声が高まる中、当JAでは管内農畜産物の「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」への対応や「生産履歴記帳運動」に取り組み、消費者に生産履歴を開示・提示できる体制を築いております。

基幹作物である米の生産については、頻発に発生する気象変動に対応するべく土づくりと基本的な栽培技術の励行に取り組み、「つや姫」「雪若丸」「はえぬぎ」を中心とした高品質で良食味なJA庄内たがわ産の米生産に取り組んで参ります。園芸作物としては、「庄内柿」「きゅうり」「枝豆」「ねぎ」「花き」等の雄大な自然が育んだ特産品を取り扱うとともに、自ら経営するワイナリーで、地元醸造用ぶどう原料100%のワイン等を製造・販売し、県内外から広くご利用いただいております。

生産資材店舗は、拠点であるJAグリーンふじしま店を中心に利用者の利便性と満足度の向上、低コスト生産を支援する事業を展開しております。配送センターでは、広域集中管理搬送体制に取り組み、配送コストの低減や配送の効率化を図り生産資材の安定供給に努めております。また、インターネット利用によるタッチパネル方式のJA版農業電子図書館を店舗に設置し、その有効利用により病虫害診断や適正農薬の選定など商品説明・情報提供等のサービス向上に取り組んでおります。

教育文化活動としては、約700名の女性部員を中心に支部ごと地域の特性を生かした活動をしております。また、女性大学、親子料理教室を開催し、文化活動や食農教育を通してJAの理解やJAファンづくりに取り組んでおります。

信用事業においては、農業・地域の成長を支援する取り組みとして金融サービスの拡充と営業力の強化を図り、顧客本位の業務運営に努めております。

共済事業においては、相互扶助の理念のもとライフアドバイザーによるサポート体制を通じて、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しております。豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりと、組合員・利用者本位の業務運営に取り組んでおります。

当JAの経営内容についてお目通しいただきますが、皆様のご利用に報い得ることを確信しております。

今後も「JA庄内たがわ」は、地域・利用者の方々と共に、「豊かさ」、「活力」の組織づくりをテーマとして取り組み、地域・利用者の負託に応える「信頼」と「満足度」の向上を目指してまいります。

皆様にも「JA庄内たがわ」の事業の輪に参加下さいますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 海藤 喜久男

1. 基本理念

私たちJA庄内たがわは、地域の人と共に「豊かな^{みのり}農」「豊かな^{くらし}生活」「豊かな^{つち}大地」を実現するため、つねに期待と信頼に応える新たなJAをめざします。

2. 経営方針

経営指針

1. 自然との共生を図り、安全な農産物を提供します。
2. 地域農業の活性化と魅力ある農業経営を追求します。
3. 地域・利用者からの「声」を大切に、満足度の高いサービスを提供します。
4. 夢を描き、未来を担う人づくりをすすめます。
5. 公正で誠実な事業を展開し、組織改革を行い、経営を健全化します。

事業指針

I. 豊かな^{みのり}農

夢ある農（みのり）を創造し、人と地域の活性化を実現します。

1. 営業力の強化と生産コストの低減に取り組み、農業者の所得を増大させます。
2. 新たな担い手の育成と地域の担い手を支援します。
3. 新たな強い営農基盤を築き、地域農業を発展させます。

II. 豊かな^{くらし}生活

地域の営農と生活（くらし）を支え、安心して豊かな地域社会の実現に貢献します。

1. 地域に根ざしたふれあい活動を通じ、心豊かなくらしを提供します。
2. 組合員・利用者目線に立ち、地域のくらしをトータルサポートします。
3. ゆとりと生きがいのあるくらしを提供します。

III. 豊かな^{つち}大地

総合力を発揮し、人と地域に寄り添う「JA 庄内たがわ」を実現します。

1. 総合農協の機能を最大限発揮し、利用者満足度の向上を図ります。
2. JAを地域の拠り所とし、組合員との繋がりを深め、組織基盤を拡充します。
3. 農（みのり）と生活（くらし）の実現のため、経営基盤を強化します。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で組織される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（7年度）

全般的概況

日本経済の景気は、緩やかに回復していますが中東情勢の影響が懸念され、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や金融資本市場の変動及び米国の通商政策をめぐる動向等に注意する必要があります。

国内農業情勢は、新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等や共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進するとしています。

農村・JAを取り巻く環境は、農村部を中心に過疎化・高齢化が進み、組合員総数は減少に転じ、生産原価の高止まりや激甚化・頻発化する自然災害等、事業・経営環境は厳しさを増しています。

本年度は第10次中期経営計画の初年度にあたり、各事業目標達成に向けて取り組むとともに、創造的自己改革の実践と持続可能な経営基盤の確立・強化に向け、地域農業の実態や環境の変化を踏まえた収支シミュレーション・収支改善を進めてまいりました。本支所施設の再編は、令和7年4月櫛引支所と朝日支所を機能再編し南部支所を立ち上げ、令和8年4月温海支所を「温海地域センター」として南部支所へ再編し、営農販売事業においては「営農センター」を設置しました。今後も継続して再編について協議を進めてまいります。

農協の理念である「相互扶助」「自主・自立」「共存共栄」のもと、持続的な農業・地域共生の未来づくりに向け「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現のため、組合員をはじめ地域の皆様のご協力を頂き、役職員一丸となって各事業目標達成に向けて取り組んでまいりました。

ここに、令和7年度の事業概況についてご報告申し上げます。

営農販売事業

農業振興

令和7年度農林水産関係補正予算は、農業構造転換集中対策の別枠予算の確保、農家・産地負担の引き下げ、手厚い地方財政措置等が盛り込まれたほか、物価高対策の「重点支援地方交付金」を拡充し、食料品の物価高騰に対する支援を措置すること等が盛り込まれ、総じてJAグループの意思が反映されました。当JAとしても、農業関連施設の老朽化に伴い、経営上の大きなリスク等を踏まえながら、共同利用施設等の再編・合理化の必要性について検討しました。

地域農業の担い手確保対策として、令和8年度から実施する組合員の事業承継に対する支援を図るため、JAグループが主催する研修会等へ参加しました。担い手対策は、各種補助事業や農協単独事業を活用した初期投資への支援、税務申告支援、デイワークの周知による労働力確保支援、農業経営リスクを補う収入保険をはじめとし

たセーフティネットや労災保険等の各種制度の周知と推進のほか、気象情報を含む営農関連の情報についてはnimiruJAを活用し適宜周知を図りました。

安全・安心農産物の生産については、当JA統一作目部会の品目を中心に出荷前残留農薬分析を行い、農薬飛散防止対策や生産工程管理記帳運動の周知徹底と精度の向上、チェック体制の機能強化に取り組みました。

米 穀

令和7年産米の出荷契約は主食用米、水田活用米穀を合わせて前年比96.9%、主食用米に占める「はえぬき」「つや姫」「雪若丸」を合わせた品種構成率は92.2%（前年90.5%）となりました。

4月は降雨日数が多く耕起作業が遅れたことから移植作業も平年より2～3日遅れ、移植期以降の気温は平年並みで日照時間は少なく、活着は平年よりやや時間がかかりました。6月上旬は低温少照により生育は停滞しましたが中旬以降は晴天に恵まれ、下旬以降は無降雨状態が続き葉色は平年並からやや淡い状態で経過しました。出穂期は平年より2～3日早く、8～9月は平年を上回る高温で経過し白未熟粒の発生が懸念されました。実収は穂数が平年並みからやや少ないものの、1穂粒数はやや多く、総粒数は並みで千粒重は重く精玄米重量が多く、屑米は少ない状況で、山形県の作況単収指数は102、庄内104となりました。品質については、雪若丸を中心に着色粒の発生が多く品質低下が懸念されましたが1等米比率95.0%と高品位を確保する事が出来ました。

大豆の播種作業は水稻耕起作業が2～3日程度遅れたことにより播種作業も2日程度遅く6月中旬に作業を終了し、出芽から開花においては、少雨多照で経過したことから湿害の影響もなく生育量を確保することができました。荷受反収は198.7kg/10a（前年127.3kg/10a）（前年比156.0%）と前年を上回る結果となり、検査実績においては前年比137.4%となりました。品質については、大粒における3等級以上の格付けが80.5%（前年69.5%）となりました。

そばの播種作業は降水量が少なかったことから作業は順調に進められ播種盛期は平年より3日程度早かったものの、8月上旬に降雨があったことから終期は平年並みとなりました。出芽揃いは概ね良好でしたが、一部においては、播種時期の違いから湿害や過乾燥の影響により出芽不良の圃場も見受けられました。検査実績は前年比81.2%と収穫量が減少しました。

米の販売状況は、秋の流通開始から高水準で推移し、概算金は大幅な引き上げとなりました。しかし、小売における米価上昇による消費者の買い控え、外国産米の流通量増加や小麦製品等への需要のシフトなどにより、国産米全体の販売進捗は低下しています。また、国の需給見通しでは令和8年6月末の民間在庫は、適正在庫量を大きく上回る懸念があります。販売進捗は量販店等での取り扱い量が減少する状況下において、食品メーカーやコンビニ等の引取り数量を一定程度確保する事ができたことから前年産並みの34.1%（前年実績36.2%）となりました。

精米店頭価格は、7年産米の価格高騰の影響により消費地の量販店においては6年産米に比べ精米5kgあたり3,500～5,000円ほどで販売され6年産に比較し1,500～2,500円程度高い状況です。

令和7年産米については、販売環境の変化に即応した販売に努め、農協直接販売米の取り扱いに協力をいただいていた取引先からのご理解のもとに生産者手取りの最大化を図るべく販売活動を実践してまいりました。米穀事業受託販売高は17,289,757千円、計画比115.9%（前年比140.5%）の結果となりました。

園芸特産

果樹・野菜全般については、7月中の高温乾燥による生育不良で収穫量が減少するなど大きな影響を受けました。特に、醸造用ぶどうは、高温乾燥による縮果の発生に加え鳥獣病害の発生が多く集荷量は112t（前年比72.5%）となりました。庄内柿は7月の高温乾燥の影響から、早生種では果実肥大の鈍化もあり大玉比率63%（前年84.0%）となり、集荷量は1,991t（前年比82.4%）となりました。また、販売面においても先行産地の豊作基調から全国的な市況は安値での推移となりましたが、前売り販売の拡大もあり最終的な販売単価は平年並みの272円/kg（前年308円/kg）の単価となり、販売金額は541,651千円（前年比72.7%）となりました。野菜においても、枝豆・なす・長ねぎ・赤かぶが果樹同様に高温乾燥や集中豪雨の影響から生育不良により収量が減少し、野菜全体の集荷数量では前年比81.7%、野菜全体の販売額は255,065千円（前年比90.5%）となりました。

花卉については、土壌消毒の徹底や新規作付け者もあり、花卉全体の集荷量は2,156千本（前年比102.0%）と

なりました。販売価格は、101 円/本（前年 112 円/本）となり、販売金額は 219,175 千円（前年比 92.5%）となりました。

菌茸については、栽培にかかる資材・燃油の高騰の影響により冷暖房を使用する通年栽培の作型を含め全体的に減少し、集荷量 37.4t（前年比 87.7%）、菌茸類全体の販売額は 41,553 千円（前年比 91.1%）となりました。

販売については、販売先との連携を密に行い、花卉・青果物全般で予冷库を活用した前々日集荷を実施し、計画出荷と市場での相対販売に取り組みました。

産直「んめ農マルシェ」は、新鮮な農産物提供や店先に花・野菜苗類の拡充に加え、SNS を活用した情報発信を行い、会員の出荷量・委託販売高が伸び、店舗販売額では年間計画を上回る 164,143 千円（前年比 114.4%）となり、委託販売でも販売額 67,980 千円（前年比 103.1%）となりました。

以上の結果、園芸特産事業取扱高は 1,227,552 千円、計画比 88.9%（前年比 81.8%）となりました。

畜 産

畜産・酪農経営は、依然として高齢化や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからない状況が続いています。さらに、生産コストの大部分を占める配合飼料価格、輸入粗飼料価格及び燃料の異常な高騰により生産費が上昇し、担い手の規模拡大や後継者の継承等に大きな影響を与えています。

酪農は、一戸当たりの投下労働時間の増加、生産農家の高齢化や後継者不足の中、管内の生乳生産量は廃業もあり減少となりましたが、乳価は飲用・加工向けすべての生乳が値上げされ年間平均 131.0 円/kg（前年比 102.1%）の単価となりました。

肉用牛は、前年並みの出荷頭数となりましたが、牛枝肉相場価格はエネルギーコストの上昇をはじめ、物価上昇による消費者の節約志向により牛肉需要が低迷し、管内肉用牛 1 頭当たり販売価格年間平均は黒毛和種 948,227 円（前年比 96.0%）となりました。子牛市場は全国的な繁殖農家の減少により、上昇傾向で推移し年間の月平均（雌・去勢）は 50～60 万円相場となっており、管内子牛販売価格年間平均は 573,967 円（前年比 135.0%）となりました。

養豚は、豚熱発生阻止にあたり関係機関の支援も頂きながら防疫薬剤の購入を積極的に行っての防疫体制の強化、全頭ワクチン接種、日常飼養での衛生管理の徹底を図りました。年間相場は前年単価を上回りましたが、管内では夏場の高温の影響で受胎率・増体不足がみられ高価格時期の出荷ができず、1 頭 45,075 円（前年比 98.0%）の年間平均単価となりました。

また、飼養管理技術及び所得の向上を目指し、経営管理手法の習熟に重点をおき、山形県畜産協会主催の畜産経営コンサルタントを計 14 農家（酪農・肉牛・養豚）が受検、特に収益に大きな影響を及ぼす事故率の減少対策について、個々の経営にあったアドバイスを受けています。

生産基盤の維持・安定を図るために、前年に引き続き、国・県・市町の支援事業等に取り組み、機械リース導入を行い、今後の生産拡大・労力軽減に向け努めてまいりました。

3 畜種部会員農家戸数は、酪農 4 戸、肉用牛 26 戸、養豚 5 戸となっています。

以上の結果、畜産事業取扱高は 567,712 千円、計画比 116.3%（前年比 90.0%）となりました。

加 工

令和 7 年度に開催されたワインコンクールにおいて、金賞 2 品、銀賞 1 品が入賞を果たし、月山ワインのクオリティーの高さを PR することが出来ました。

原料の買入は、全品種において収穫前の鳥獣被害があり、主力品種の「山ぶどう」18t（前年比 82.5%）、「ヤマソービニオン」60t（前年比 77.3%）の集荷量となり、総買入実績は 106t（前年比 69.3%）で大幅に減少しました。特 A 等級比率は「山ぶどう」76.4%、「ヤマソービニオン」98.0%となりました。

販売は、物価の高騰・ワイナリーの増加・コロナ禍以降のアルコール消費量の減少等の厳しい環境化もあったものの新規取引先の獲得もあり、ワインの販売高は 92,789 千円（前年比 100.8%）となりました。山ぶどう原液、月山ぶどう果汁は加工用での利用が減少し 35,533 千円（前年比 95.9%）となりました。

以上の結果、販売実績は 139,086 千円、計画比 93.3%（前年比 97.6%）となりました。

生産資材

令和 8 年春肥の価格は令和 7 年春肥対比で全肥料平均 8%程度の値上がりとなり、農薬を含めた生産資材全般の価格も上昇しました。そのような状況下において仕入価格の交渉や、仕入先の多角化、早期引取による価格の抑制に努めました。令和 8 年用肥料予約注文においても引き続き JA 庄内たがわ推奨商品の設定、早期予約注文数量の積み上げによる早期引取の強化で更なるコスト引き下げ対策を実施しました。

また、組合員や組合員が組織する団体へは、生産資材大口価格対策、肥料の年内引取価格対策など当 JA 独自のコスト低減対策に継続して実施してまいりました。

さらに、全農山形生産資材推進室や営農指導部門と連携を図り、生産資材予約推進活動を展開しました。

以上の結果、生産資材供給高は 3,607,814 千円、計画比 109.4%（前年比 105.4%）となりました。

信用事業

日銀の政策金利引上げを主因として貯金・融資等金利上昇傾向が顕著となっております。このような情勢の中、信用事業は各種事業戦略の転換を図って参りました。

貯金部門では、安定的な資金の確保を目的として、夏期・冬期特別取組を実施し、非対面取引（ATM・インターネットバンキング）での定期貯金金利上乘せを実施し、夏期契約実績 1,352 件 2,846 百万円、冬期契約実績 1,395 件 3,590 百万円となりました。また、米価の高騰による貯金残高の上昇も顕著であり、前年比 7,983 百万円増加し、個人貯金においても、9,080 百万円の増加となりました。

農業・地域の成長を支援する取り組みとしては、農業融資渉外を中心にアクトチームとの部門間連携、(株)あいとサービス農機部門との事業間連携を実施し、農業法人・担い手への「出向く相談機能」を積極的に展開しながら、JA バンク利子補給事業を活用した有利な情報提供と融資提案を行い、農業融資は 1,240 百万円、計画比 103.4%（前年比 99.0%）の実績となりました。生活資金でも住宅ローン・小口ローンで年間を通してキャンペーンを開催し、住宅ローンは 3,310 百万円、計画比 165.5%（前年比 86.2%）、マイカーローンは 444 百万円、計画比 88.9%（前年比 99.0%）、教育ローンは 64 百万円、計画比 106.9%（前年比 153.9%）の実績となりました。

組合員・利用者接点の再構築に向けた取組みでは、非対面サービス（バンクアプリ・アプリプラス・個人法人インターネットバンキング）の利用拡大と、効率的な業務の見直しを図りました。

また、JA バンクとの連携で、食農教育として管内小学校へ 627 冊の教材本を寄贈し、食・農業・環境・の役割について、地域の未来を担う子供たちの理解を深める活動や、各支所で「金融相談会」を開催したところ多数の方の関心があり、大変好評をいただきました。

「年金受給者友の会」については、各支所組織や活動の在り方の見直しをすすめ、新たな魅力の創出のため、会員相互の交流活性化にむけ、旅行及び会員交流助成制度の定着化に取り組んでおります。

以上の結果、年度末貯金残高 125,465 百万円、計画比 105.9%（前年比 106.8%）、貸出金残高 36,006 百万円、計画比 101.9%（前年比 104.0%）、貯貸率は 28.7%（前年 29.5%）となりました。

共済事業

普及活動については、ライフアドバイザーによる JA 共済の責務である「契約者への 3Q 活動」を確実に実践するとともに、保障充足に向けニーズを捉えた「ひと・いえ・くるま・農業」の最適な保障提供を通じ、組合員・利用者に安心と満足を届ける活動の強化に取り組みました。推進総合実績については、共済の予定利率引き上げに伴い、転換契約や一時払終身共済が増加するとともに、令和 7 年度に仕組改訂した新がん共済の伸長により、長期共済実績 444 万ポイント（前年比 170.4%）、推進総合実績で 1,220 万ポイント（前年比 119.4%）と計画・前年とも大きく上回り、短期共済実績も 776 万ポイント（前年比 101.9%）となりました。

保全活動については、組合員・利用者への利便性向上と環境への配慮、事務負荷軽減に向けた継続した取り組みのペーパーレス（PL）・キャッシュレス（CL）手続きを推奨し、Web マイページ登録の普及に努めました（ペーパーレス割合 98.4%、キャッシュレス割合 93.4%）。

生命・建物満期共済金及び事故共済金は 12,379 件（前年比 104.2%）55.3 億円（前年比 105.1%）となり、迅速

な共済金の支払いに努めるとともに、多くの組合員・利用者にお役立ていただきました。また、交通事故対応時には支所連携と安心サポーターによる現場急行に努め、利用者総合満足度では 96.1%と県内平均（95.1%）以上の高い評価を受けています。

尚、安心して暮らせる地域づくりのための交通安全啓発活動として、市町へのカーブミラー寄贈とアンパンマン交通安全キャラバンを開催しました。

総 務

本年度は第 10 次中期経営計画の初年度として、部門間連携による組合員・地域利用者へのサービス向上を図り、座談会や総代研修会、総代会等の意見・要望を踏まえながら、農を基軸とした組織として事業展開に取り組みました。

また、組合員及び地域住民に向け、JA 広報誌「Aito」やホームページ・SNS 等の活用、日本農業新聞に対し適時な情報提供を行い、地域農業や JA 事業の理解促進を図りました。

女性の JA 運営参画については、政府が策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」や農業協同組合法において、女性役員の積極的な登用が求められている中、令和 7 年度の改選期では女性総代として 48 名（改選前 42 名）から就任頂き、女性総代比率は 8.7%となりました。全国統一目標である女性総代比率 15%の目標達成に向け、女性総代研修会等において女性役員・女性総代の登用について声掛けを行うとともに理解醸成を図りました。

女性組織および教育文化事業活動

女性部活動については、女性部三役が運営委員となり第 18 期の女性大学「あいとスクール」を開催し、陶芸教室や JA 施設の見学などで地域の仲間づくりを進め、次世代を担う女性リーダー育成に努めました。また、女性部員の仲間づくりの取組みとしてグループでの活動や料理教室、フラワーアレンジメント、軽スポーツ、手芸教室を開催しました。

地産地消・食農教育の取組みとして地域の特産品である「米、大豆」を使った味噌作りや親子料理教室を開催し、また、フードドライブ活動として、各家庭からの食料品、日用品など各支部を通して管内の社会福祉協議会に寄贈いたしました。

本年度は、JA 庄内たがわ女性部 30 周年記念事業を開催し、支部の垣根を超えたコミュニケーションを図るとともに女性が元気で力強く活動する決意を改めて誓いました。

福祉介護

「JA 庄内たがわ高齢者福祉事業基本方針」に基づき、介護予防活動、JA 高齢者生活支援活動の展開、介護保険事業に取組み、高齢者が元気で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりの取組みを展開してまいりました。

介護保険事業では、通所介護施設（デイサービス）において、自立支援型介護を基本とした機能訓練や季節のイベント等を施設内で実施するとともに、利用者本位のサービス提供をスタッフ同心掛け、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の維持、向上に努めました。

あわせて、居宅介護支援（ケアマネジャー）では「適切なケアマネジメントの手法」により、要介護者本人と家族の生活の継続を支える相談援助業務の質の向上を図りました。

以上の結果、3 月末介護保険事業利用者 382 名・年間利用料 156,018 千円、計画比 97.5%（前年比 91.0%）の実績となりました。

経営企画

本年度は、経営基盤の確立・強化を図るため、JA 経営をめぐる事業環境の変化に対応する取り組みをいたしました。

財務面については、成行シミュレーションを実施の上、経営改善策を検討し、PDCA サイクルによる進捗管理を行うとともに、各事業の部門採算性など事業・施設の状況を再検証し、経営諸比率の維持・遵守を考慮した必要

性重視の設備投資を行いました。また、会計基準に則り適正な減損損失を計上し、将来に損失を繰り延べないよう財務の健全化を図りました。

業務システムについては、令和7年6月に新たなペーパーレス会議体系を整備し、令和7年12月には県統一システム「JA 総合管理システム」の導入により、経営管理の精度向上ならびに機能性・効率性の確保に努めました。

人事教育面においては、信頼される職員の育成を図るため、能力開発に向けた研修をはじめ、職場内外教育を実施し、職員の自己啓発と意識高揚を図りました。また、地域との絆を強化する「地域貢献活動」「職員農業研修」に積極的に取り組んでまいりました。

リスク管理

「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を徹底するとともに、業務の運営・管理の改善や不祥事の未然防止を図るため各種巡回調査指導の実施、また、クロスチェックの実施により、現金管理の牽制強化・事務手続きの理解深化に取り組みました。更に、事務リスク管理態勢の実践に向けた研修会の実施、自主検査による内部牽制の強化と職場内規律の点検に努めました。

マネー・ローンダリング等の防止においては、事業環境から想定されるリスクを特定・評価し、当該リスクを適切に低減するため、対策等の取組方針と手法を定めたリスク評価書を作成し組織内で情報共有を図りました。また、系統マネロン管理システムによる顧客情報の再確認の実施や取引モニタリングで異常取引等の検知を継続的に実施しリスク低減に努めました。

内部統制統括部署として、管理・営農経済事業における内部統制文書を作成・運用し、有効性向上を図るため内部統制検討会議でローリングを行い、監査法人監査に対応した内部統制機能の向上に取り組みました。また、受託組織会計については、取扱要領に則り受託組織契約以外の組織口座を対象に、通帳・印鑑の保管状況にかかる外部確認を継続実施することで、受託組織会計事務の厳格化と適正化を図りました。

以上が本年度の事業概況であります。今後とも組合員はじめ地域の皆様の負託に応えるため、役職員一丸となり取り組んでまいりますので変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 農業振興活動

安全・安心な農産物づくりへの取り組み

安全・安心な農産物への取り組みとして、生産履歴記帳運動については、「やまがた農産物安全・安心取り組み認証制度」の登録品目数を5品目（庄内柿・枝豆・きゅうり・ミニトマト・ねぎ）とし、山形県版GAP（生産工程管理）に取り組んでおります。

また、農産物生産工程の管理については、各作目部会や関係機関と連携を強化し、農薬飛散防止対策の徹底と出荷前残留農薬分析を実施して、安全・安心なJA庄内たがわ産農産物の生産・販売に努めております。

担い手育成の取り組み

担い手の安定経営のため、JAグループの支援事業や園芸振興支援助成等の活用による農機の初期投資への支援、税務会計申告支援、社会保険等の加入・申請、記帳代行等の支援強化に取り組んでおります。

また、関係機関と連携し法人化支援や、幅広い情報を迅速に組合員へ提供するため、営農指導員や担い手支援係による訪問活動、新規就農者受入協議会等を窓口とした、新規就農に関する相談機能や就農支援に取り組んでおります。

地産地消・食育への取り組み

管内における地産地消の取り組みとしては、学校給食等への米をはじめとする野菜等の提供や JA 庄内たがわ産畜産物の消費拡大に取り組んでおります。また、青年部活動として、出前授業・農業体験を開催するなど「食と農」に関する取り組みを行い、広く農業・食料・環境保全・文化継承に対する理解促進に積極的に取り組んでおります。

地域密着型金融への取り組み

農業・地域の成長を支援する取り組み

J Aバンク利子補給制度を活用し、有利な農業関連資金の充実を図り、担い手や規模拡大等の効率化支援を行っています。

併せて、資金相談や経営相談などに関する融資担当者の知識向上を図り、多様化する経営体に即した資金相談機能を強化するため「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得に取り組んでいます。

また、アクトチーム（営農）および(株)あいとサービスとの連携を強化し、農家・農業法人等に対して出向く活動の強化を行っております。

組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組み

より広範囲なサービスの提供と相談機能拡大を行うために、職員の専門知識の習得と各種資格取得を進めながら、組合員・利用者ニーズに即した事業を展開しています。

また、「新たな生活用様式」への対応及び利用者の利便性向上のため、非対面サービスの利用拡大を図っています。

「持続可能な地域育成」のための取り組み

当 J Aは、管内の各小学校に「農業と食への理解を深めていただく」ことを目的として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」の寄贈など、子供育成支援活動を行っています。

6. 地域貢献情報

社会貢献活動

「環境・食料問題」への取り組み

環境・食料問題に対しては、世界的にも関心が高まる中に於いて農業の果たす役割が改めて見直され、JA に対する国民の期待はますます高まっております。

当 JA では、生産者と一体となった取り組みとして環境保全型農業を推進し、安全・安心な農産物の生産に取り組んでおります。中でも特に主食の米につきましては、有機栽培、特別栽培など環境に配慮した「こだわり米」づくりに取り組んでおります。

また、農業用使用済みプラスチック類の適正処理についても積極的に取り組んでおります。

地域貢献情報

「地域高齢者福祉活動」への取り組み

地域・農村社会の高齢化の進行に伴い、高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりに向けた介護保険事業を展開し、高齢者の自立を支援しております。

また、当 JA の年金受給者で組織されている「年金友の会」では、年金友の会の会員拡大と組織活動の充実を

図るため、グラウンドゴルフ大会、研修旅行、各支部独自の交流会等に取り組んでいます。

「年金相談会」への取り組み

当 JA では、年金受給予定者を対象に、年々複雑化する年金制度に対応するため、渉外担当者による各種相談業務の専門性を高めています。

また、顧問社会保険労務士を交え、加入期間、見込額、請求手続きなど、幅広い相談に応じる年金相談会を各支所で開催しています。

「偽造キャッシュカード」への取り組み

当 JA のすべての ATM は、IC 基本形対応後の ATM が設置されており、安心して利用していただけるように被害防止と利用者保護に取り組んでいます。

「中山間地域の農地保全」への取り組み

中山間地域の担い手農家の不在により耕作放棄地の拡大が懸念される中、JA 出資の法人を設立・運営し、農作業の受託、耕作放棄地の未然防止と再生などの事業として、土地利用型作物や、未来志向の園芸チャレンジ品目の作付けを行っております。農産物販売高の向上と新たな雇用創出に繋がり、地域活性化が芽生えはじめています。

経営者保証ガイドラインにかかる取り組み方針

(1) 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

(2) 経営者保証の契約時の対応について

- ① 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ② 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

(3) 既存の保証契約の適切な見直しについて

- ① 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ② 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

(4) 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

7. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、貸出業務については、信用担当部署において個別貸出先の信用リスクのみならず、員外利用状況・業種別集中・大口集中度合い等リスク構造を踏まえたリスク管理を行っているほか、二次審査体制により適正な貸出審査を行っています。また、「資産査定要領」に基づき正確な査定と、「資産の償却・引当の計上基準」に基づく正確な償却・引当を行い、不良債権については、定款・規程に基づき理事会で決定した処理方針に基づき、処理を行っています。

また、実施した査定結果の客観性を確保するため、監事による自己監査、さらには業務関連部署から独立した監査部門が内部監査を行っています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、貸出金・有価証券・預貯金にかかるALM（資産・負債の総合管理）によって行っています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、信用担当部署において、最低限確保すべき流動性預金の水準を設定しています。また、月次の資金計画を策定し適正な水準の確保を図っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、店舗巡回指導や事務手続きの整備を行うとともに、職員向け研修体系を構築し事務リスクの低減を図っています。具体的な事務リスク管理方法については、「事務リスク管理規程」によっています。

また、不正・不祥事、苦情等の案件については、「苦情等対応要領、不祥事対応要領」により必要に応じて調査・報告を行っています。

システム外部委託については、外部委託契約におけるリスクと責任の所在を明確にするとともに、委託先の経営状況の確認を定期的に行い、リスクの低減を図っています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、「事務リスク管理規程」に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

法令遵守（コンプライアンス）体制

〔コンプライアンス基本方針〕

- 当組合は、JA の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズにこたえる事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行してまいります。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献してまいります。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行してまいります。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ってまいります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持してまいります。

〔コンプライアンス運営態勢〕

当 JA ではこれまでも役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務に取り組み、法令、定款等を遵守するとの姿勢を堅持してまいりましたが、今後も社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な業務運営体制を遂行すべく自覚してまいります。

このためには、社会の公器としての JA の役割・使命に関する経営トップの意識の啓発とともに、理事会・監事によるチェック機能の充実、内部管理に係る諸規程の整備、監事による自己監査・内部監査結果による業務の改善、更には役職員教育の徹底と人事ローテーション等による職場風土の刷新など、内部統制の強化を図りながら、不祥事の防止のために必要な予防措置を講じてまいります。

金融ADR制度への対応

〔金融ADR制度への対応〕

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

信用事業

① 苦情処理措置

当 JA では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA バンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA バンクの相談・苦情等の受付窓口につきましては、当 JA の各支所または信用部貯金資金課（TEL. 0235-64-4927）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など相談・苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 JA バンク相談所（TEL. 023-634-8234）でも、相談・苦情等を受け付けております。

② 紛争解決措置

苦情などのお申し出については、当 JA が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます（JA バンク相談所を通じてのご利用となります）。

- ・山形弁護士会示談あっせんセンター（JA バンク相談所へ）
- ・仙台弁護士会紛争解決センター（JA バンク相談所へ）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（TEL. 03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（TEL. 03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会仲裁センター（TEL. 03-3581-2249）

上記弁護士会の利用に際しては、当 JA の信用部貯金資金課または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、TEL. 03-6837-1359）にお申し出下さい。東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

共済事業

① 苦情処理措置

当 JA では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

まずは、当 JA の JA 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出下さい。

庄内たがわ農業協同組合共済部（TEL. 0235-64-2210）

なお、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA 共済相談受付センター（JA 共済連全国本部）
フリーダイヤル（TEL. 0120-536-093）、ご高齢者専用ダイヤル（TEL. 0120-167-100）
受付時間：午前 9 時～午後 6 時（月～金曜日）、午前 9 時～午後 5 時（土曜日）
（日曜・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

② 紛争解決措置

ご利用の皆様からの相談・苦情等については、当 JA が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らず、中立的な外部機関を利用して解決を図りたいと申し出があった場合は、苦情の申し出内容により次の外部機関をご紹介します。また、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。

（一般社団法人）日本共済協会共済相談所（TEL. 03-5368-5757）（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一般社団法人）自賠責保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公益財団法人）日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）

(公益財団法人) 交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)

(日本弁護士連合会) 弁護士費用保険 ADR (<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください、①の窓口にお問い合わせください。

〔内部監査体制〕

当 JA では監査室を設置し、事務処理の厳格化、内部牽制機能の強化による事故の未然防止などの観点から、年 18 回の監査を実施しております。

また、業務の多様化・システム化などの情勢変化に対応できるよう、監査機能の充実・強化にも努めております。

8. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 3 月末における自己資本比率は、13.80%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,767 百万円（前年度 3,836 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

主な事業の内容

(1) 信用事業

J Aの信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うため、J A・信連・農林中金が総合力を集結した、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

□ 貯金業務

J Aの組合員はもちろん、地域住民の皆様方のご要望に広くお応えできますよう、生活設計のお役に立つ貯蓄商品を多数取りそろえております。

資産形成に便利な定期積金をはじめ、スーパー定期、大口定期貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、貯蓄貯金など安全で有利な金融商品を提供し、ご利用いただいております。

当JAは、ペイオフ対策についても貯金保険機構、相互援助制度へ加入しており、皆様より安心してご利用いただけますよう万全を期しています。

■ 貯金商品

【貯金商品一覧表（令和8年7月1日現在）】

① 当座性貯金

種類	説明
当座貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが、払戻しに小切手、又は手形を用いる残高を超えて払戻す過振、又は当座貸越を行うことができる
普通貯金	受入れ、払戻しとも任意なもの 個人のは、総合口座による当座貸越ができる
営農貯金	組合員の生産物販売代金等の受入れ、生産・生活資金の払戻しをするもの 別に定める要領により、残高を超えて払戻す営農貸越を行うことができる
貯蓄貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが払戻方法に制限のあるもの 給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払は不可
通知貯金	金額、据置期間を定めて受入れし、払戻しには予告を要するもの 預り金額 5万円以上 据置期間 7日 解約予告 解約日の2日前まで
納税準備貯金	租税納付のために貯蓄する目的貯金 支払制限：租税納付に充てる場合に限る（非課税） 納税外支払：原則課税
出資予約貯金	この組合への出資金払込みのため貯蓄する目的貯金 支払制限：原則として出資の払込に充当する場合に限る 新規での取扱い不可
JA教育資金贈与専用口座	原則として貯金者の教育資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの 払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書、請求書等の提出が必要となる
JA結婚子育て資金贈与専用口座	原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの 払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等の提出が必要となる

② 定期性貯金

種類	説明
期日指定定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、据置期間経過後は満期日を指定できるもの
	預り金額 1 円以上 3 百万円未満（預入単位 1 円）
	預り期間 3 年以内（据置期間 1 年）
	満 期 日 払戻日の 1 か月前まで払戻日（満期日）を指定する
スーパー定期	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの 単利型：個人および法人 複利型：個人
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 単利型：定型方式 1 か月，3 か月，6 か月，1 年，2 年，3 年，4 年，5 年 期日指定方式 1 か月超 5 年未満 複利型：定型方式 3 年，4 年，5 年 期日指定方式 3 年超 5 年未満 ※ 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能
	満 期 日 期日指定：指定日 上記以外：預入日の応当日
大口定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの
	預り金額 10 百万円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 単利型：定型方式 1 か月，3 か月，6 か月，1 年，2 年，3 年，4 年，5 年 期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ※ 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能
	満 期 日 期日指定：指定日 上記以外：預入日の応当日
変動金利定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定し、一定時期に金利変動を行うもの 単利型：個人および法人 複利型：個人
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 単利型：3 年 複利型：3 年 ※ 自動継続の取扱いが可能
	満 期 日 預入れ日の 3 年後の応当日
積立定期貯金（エンドレス型）	預入期間を定めなくてエンドレス方式で積立を行うもの
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 定めない
	満 期 日 当該定期貯金の満期日
積立定期貯金（満期型）	預入期間を定め積立を行うもの
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 6 か月以上 10 年以内（年単位）
	満 期 日 契約した期日（据置期間 1 か月以上 3 年以下）
財産形成貯金（一般財形）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、一般財形は払戻しの制限はない
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 3 年以上
	満 期 日 契約した期日

種類	説明
財産形成貯金（財形住宅）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、財形住宅は貯蓄目的による払戻しが必要となる
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 5 年以上
	満 期 日 住宅等取得から 1 年以内
財産形成貯金（財形年金）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、財形年金は貯蓄目的による払戻しが必要となる
	預り金額 1 円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 5 年以上（据置期間は最終預入日から 6 か月以上 5 年以内）
	満 期 日 5 年以上 20 年以内 なお、受取開始日は満 60 歳に達した日以降の日
据置定期貯金	預入期間の定めのある貯金で据置期間経過後は満期解約扱いで、いつでも、何回でも一部支払ができるもの
	預り金額 1 円以上 10 百万円未満（預入単位 1 円）
	預り期間 5 年以内（据置期間 6 か月）
	満 期 日 据置期間経過後、最長預入期間（5 年）以内

③ 譲渡性貯金

種類	説明
譲渡性貯金	預入期間の定めのある貯金で譲渡禁止の特約のないもの
	預り金額 10 百万円以上（預入単位 1 円）
	預り期間 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 期日指定方式 7 日以上 5 年未満
	満 期 日 契約した期日

④ 定期積金

種類	説明
定期積金	契約金額・積立額等を定め、定期的・継続的に払込み、満期日に掛金に対する給付契約金を交付するもの
	種 別 定額式：毎月一定額を積立てる方式 目標式：給付契約金額を定め、給付補填備金との差額を掛金として初回に調整する方式 満期分散式：契約期間により満期が到来する方式 逓増式逓減式：年単位で毎月の掛金を増額または減額できる方式 ※ 当組合の先払遅延に関する許容日数は 10 日とする。
	受入単位 1 円単位
	受入金額 1 回あたり 1,000 円以上
	受入期間 定額式・目標式：定型式 6 か月、1 年、1 年 6 か月、2 年、2 年 6 か月、3 年、3 年 6 か月、4 年、4 年 6 か月、5 年、10 年 定額式・目標式：期日指定方式 6 か月超 10 年未満 逓増逓減式・満期分散式：2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、7 年、8 年、9 年、10 年
	満 期 日 契約した期日

□ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員及び地域の皆様には、住宅資金や自動車購入資金等各種ローンのご融資をしております。

また、地域金融機関の役割として、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の各種制度資金の代理貸付も取り扱っております。

■ 融資商品（令和８年７月１日現在）

① 農業関連資金

農地を取得したい方	アグリマイティー資金
	【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金（愛称：スーパーＬ資金）
農機具購入等設備投資をしたい方	JA農機ハウスローン アグリマイティー資金 農業近代化資金 アグリローン
	【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金（愛称：スーパーＬ資金） 農業改良資金
新たに農業を始めたい方	JA新規就農応援資金
	【日本政策金融公庫】 青年等就農資金
営農運転資金が必要な方	営農ローン 担い手応援ローン 農業経営改善促進資金（愛称：新スーパーＳ資金） 営農者フリーローン アグリスーパー資金 当座貸越 アグリマイティー資金(短期)
営農ローンを長期返済したい方	営農ローン切替ローン

② 事業資金

アパート経営等、事業資金が必要な方	賃貸住宅ローン 事業資金
-------------------	-----------------

③ 生活関連資金

住宅の新築・購入、住宅の増改築、太陽光発電システム等住宅関連設備取得をしたい方	住宅ローン リフォームローン
自動車・バイク購入、点検、修理、運転免許取得、簡易な車庫建設資金が必要な方	マイカーローン

子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育関連資金が必要な方	教育ローン 教育ローン（カード型）
	【日本政策金融公庫】 教育資金
レジャー、ショッピングなど自由な使いかたをしたい方	生活資金 フリーローン NEXT シルバーライフローン 総合口座 定期貯金担保貸付 定期積金担保貸付 共済担保貸付 約定返済型カードローン 多目的ローン フリーローン
JAで借入しているカードローンを長期返済したい方	カード切替ローン

④ 地方公共団体等向け

財政資金や事業資金が必要な市町村役場および開発公社等	地公体資金
----------------------------	-------

⑤ 農家経済対策資金

長期延滞が懸念され経営再建ができる方	農家経済対策資金
--------------------	----------

【貸出商品一覧表（令和 8 年 7 月 1 日現在）】

① 手形貸付金

種類	説明
定期貯金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金
	融資限度 当組合定期貯金契約金額の範囲内
	融資期間 1 年以内
定期積金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金
	融資限度 当組合定期積金の掛込残高の範囲内
	融資期間 1 年以内

② 証書貸付金

種類	説明
共済担保貸付	生活又は事業運営上必要とする資金
	融資限度 当 JA 所定の限度額の範囲内
	融資期間 短期：1 年以内で共済契約期間以内 長期：1 年超 10 年以内で共済契約期間以内
農家経済対策資金	経営再建対策資金
	融資限度 再建計画に基づく必要最小限度
	融資期間 1 年以上 25 年以内（うち据置 3 年以内）
事業資金	組合員が必要とする営農以外の事業資金

種類	説明						
	企業等の事業運営上必要な資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証又は農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内	融資期間	短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）	保 証	個人保証又は農業信用基金協会保証
融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内						
融資期間	短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）						
保 証	個人保証又は農業信用基金協会保証						
地公体資金	財政資金、地域開発資金、その他の資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>30年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>地方公共団体の債務保証もしくは損失補償</td></tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内	融資期間	30年以内	保 証	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償
融資限度	必要金額の範囲内						
融資期間	30年以内						
保 証	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償						
住宅ローン（一般型）	住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 土地の購入 他金融機関からの借換（借換と合わせた増改築・改修・補修・既往リフォーム資金を含む） おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内 ・所要金額に対し自己資金が20%以上あること</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内 ・所要金額に対し自己資金が20%以上あること	融資期間	・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内 ・所要金額に対し自己資金が20%以上あること						
融資期間	・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（100%応援型）	住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	・3年以上50年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。） ・据置期間を1年間設定可能（借換は不可）						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（借換応援型）	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金 おまとめ住宅ローン対応とそれに伴う諸費用及び借換えとあわせた増改築・改修・補修 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（新築・購入コース）	住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 土地の購入 おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>3年以上50年以内（据置期間を含む。）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>協同住宅ローン(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3年以上50年以内（据置期間を含む。）	保 証	協同住宅ローン(株)保証
融資限度	・10万円以上2億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3年以上50年以内（据置期間を含む。）						
保 証	協同住宅ローン(株)保証						
住宅ローン（借換	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用						

種類	説明						
コース)	おまとめ住宅ローン対応及び借換えとあわせた増改築・改装・補修 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 2 億円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>3 年以上 40 年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>協同住宅ローン(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 2 億円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3 年以上 40 年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	保 証	協同住宅ローン(株)保証
融資限度	・10 万円以上 2 億円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3 年以上 40 年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内						
保 証	協同住宅ローン(株)保証						
住宅ローン（住まいるいちばんネクストV）	土地及び住宅の購入資金 住宅の新築 リフォーム資金 借換資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・100 万円以上 2 億円以下（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>3 年以上 50 年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>全国保証(株)</td></tr> </table>	融資限度	・100 万円以上 2 億円以下（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3 年以上 50 年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）	保 証	全国保証(株)
融資限度	・100 万円以上 2 億円以下（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3 年以上 50 年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）						
保 証	全国保証(株)						
生活資金（長期住宅）	住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金及びそれに伴う諸費用 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 35 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証</td></tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内	融資期間	1 年以上 35 年以内	保 証	個人保証
融資限度	必要金額の範囲内						
融資期間	1 年以上 35 年以内						
保 証	個人保証						
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の建設 増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用 他金融機関からの借入中の賃貸住宅ローンの借換資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・100 万円以上 4 億円以内（貸付単位 10 万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の 75% 以内 ・担保価格の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 30 年以内（1 年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・100 万円以上 4 億円以内（貸付単位 10 万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の 75% 以内 ・担保価格の範囲内	融資期間	1 年以上 30 年以内（1 年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・100 万円以上 4 億円以内（貸付単位 10 万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の 75% 以内 ・担保価格の範囲内						
融資期間	1 年以上 30 年以内（1 年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
事業資金（長期賃貸住宅）	賃貸住宅の建設 増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 30 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証</td></tr> </table>	融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）	融資期間	1 年以上 30 年以内	保 証	個人保証
融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）						
融資期間	1 年以上 30 年以内						
保 証	個人保証						
リフォームローン（一般型A）	住宅の増改築 改装、補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）	融資期間	1 年以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位 10 万円）						
融資期間	1 年以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
リフォームローン（一般型B）	住宅の増改築 改装、補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 2,000 万円以内（貸付単位 1 万円）</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 2,000 万円以内（貸付単位 1 万円）				
融資限度	・10 万円以上 2,000 万円以内（貸付単位 1 万円）						

種類	説明						
	<table> <tr> <td></td><td>・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>協同住宅ローン(株)保証</td></tr> </table>		・必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	協同住宅ローン(株)保証
	・必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	協同住宅ローン(株)保証						
リフォームローン (一般型C)	住宅の増改築・改装・補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>三菱 UFJ ニコス(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	1 年以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証
融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	1 年以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証						
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修資金及び住宅関連設備資金 他社リフォームローン・住宅ローンの借換資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） （営農者を除く自営業者は 1,000 万円以内） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>(株)ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） （営農者を除く自営業者は 1,000 万円以内） ・必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	(株)ジャックス保証
融資限度	・10 万円以上 1,500 万円以内（貸付単位 1 万円） （営農者を除く自営業者は 1,000 万円以内） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 20 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	(株)ジャックス保証						
マイカーローン (一般型A)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金 借入にかかる諸費用（保証料を含む） <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は 100 万円以内 また、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は 100 万円以内 また、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は 100 万円以内 また、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
マイカーローン (一般型C)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>三菱 UFJ ニコス(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内	保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証
融資限度	・10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内						
保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証						
マイカーローン	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金						

種類	説明						
	<table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年以内（既に返済済み期間を含めず 15 年以内）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>㈱ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内（既に返済済み期間を含めず 15 年以内）	保 証	㈱ジャックス保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年以内（既に返済済み期間を含めず 15 年以内）						
保 証	㈱ジャックス保証						
教育ローン（一般型 A）	就学子弟の入学金，授業料，学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他社の教育ローンの借換資金、 借入にかかる諸費用（保証料を含む） <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
教育ローン（一般型 C）	就学子弟の入学金，授業料，学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他金融機関からの借換資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>三菱 UFJ ニコス㈱保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	三菱 UFJ ニコス㈱保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 15 年（在学期間+9 年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日 6 ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	三菱 UFJ ニコス㈱保証						
教育ローン	就学子弟の入学金，授業料，学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他金融機関からの借換資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>㈱ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	㈱ジャックス保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	㈱ジャックス保証						
生活資金	生活に必要とする資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>短期：1 年以内 長期：1 年以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証</td></tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内	融資期間	短期：1 年以内 長期：1 年以上 10 年以内	保 証	個人保証
融資限度	必要金額の範囲内						
融資期間	短期：1 年以内 長期：1 年以上 10 年以内						
保 証	個人保証						
シルバーライフローン	生活に必要とする資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 100 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>㈱ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 100 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	㈱ジャックス保証
融資限度	・ 10 万円以上 100 万円以内（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	㈱ジャックス保証						
フリーローン NEXT	生活に必要とする資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>㈱ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	㈱ジャックス保証
融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	㈱ジャックス保証						
営農者フリーローン	生活に必要とする資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内		
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						

種類	説明						
	保 証 (株)ジャックス保証						
フリーローン	生活に必要とする資金及び事業性資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>三菱 UFJ ニコス(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証
融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証						
多目的ローン（一般型A）	生活に必要とする資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	農業信用基金協会保証						
多目的ローン（一般型C）	生活に必要とする資金及び事業性資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>三菱 UFJ ニコス(株)保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証
融資限度	・ 10 万円以上 500 万円（貸付単位 1 万円） ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	三菱 UFJ ニコス(株)保証						
カード切替ローン	カードローンの証書切替に要する資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	農業信用基金協会保証						
営農ローン切替ローン	営農ローンからの証書切替に要する資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>営農ローンの貸越残高以内（1 万円未満の端数は切捨て）</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	営農ローンの貸越残高以内（1 万円未満の端数は切捨て）	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	営農ローンの貸越残高以内（1 万円未満の端数は切捨て）						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内						
保 証	農業信用基金協会保証						
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 1,000 万円 ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>長期：17 年以内（うち、据置期間 5 年以内） 短期：1 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証または農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 1,000 万円 ・ 必要金額の範囲内	融資期間	長期：17 年以内（うち、据置期間 5 年以内） 短期：1 年以内	保 証	個人保証または農業信用基金協会保証
融資限度	・ 1,000 万円 ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	長期：17 年以内（うち、据置期間 5 年以内） 短期：1 年以内						
保 証	個人保証または農業信用基金協会保証						
JA農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 他金融機関の農機具ローン借換資金 パイプハウス等建設 発電・蓄電設備の取得資金 格納庫建設資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 1,800 万円以内 ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1 年以上 10 年以内（うち据置 3 年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証または農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 1,800 万円以内 ・ 必要金額の範囲内	融資期間	1 年以上 10 年以内（うち据置 3 年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	個人保証または農業信用基金協会保証
融資限度	・ 1,800 万円以内 ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	1 年以上 10 年以内（うち据置 3 年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	個人保証または農業信用基金協会保証						
アグリマイティー資金	農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 再生可能エネルギー対応資金 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金						

種類	説明						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については1億円以内、災害緊急資金については①激甚災害 1,000 万円以内②それ以外 500 万円以内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>長期：10 年以内（うち据置 5 年以内）ただし、対象事業に応じ最長 20 年以内、なお、災害緊急資金については、最長 5 年以内（据置 2 年以内） 短期：1 年以内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証または農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については1億円以内、災害緊急資金については①激甚災害 1,000 万円以内②それ以外 500 万円以内	融資期間	長期：10 年以内（うち据置 5 年以内）ただし、対象事業に応じ最長 20 年以内、なお、災害緊急資金については、最長 5 年以内（据置 2 年以内） 短期：1 年以内	保 証	個人保証または農業信用基金協会保証
融資限度	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については1億円以内、災害緊急資金については①激甚災害 1,000 万円以内②それ以外 500 万円以内						
融資期間	長期：10 年以内（うち据置 5 年以内）ただし、対象事業に応じ最長 20 年以内、なお、災害緊急資金については、最長 5 年以内（据置 2 年以内） 短期：1 年以内						
保 証	個人保証または農業信用基金協会保証						
アグリローン	農機具購入資金、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用 他金融機関の農機具ローン借換資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ただし、資金用途により 500 万円以内または 150 万円以内 ・ 必要金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>6 ヶ月以上 10 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>(株)ジャックス保証</td></tr> </table>	融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ただし、資金用途により 500 万円以内または 150 万円以内 ・ 必要金額の範囲内	融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保 証	(株)ジャックス保証
融資限度	・ 10 万円以上 1,000 万円（貸付単位 1 万円） ただし、資金用途により 500 万円以内または 150 万円以内 ・ 必要金額の範囲内						
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保 証	(株)ジャックス保証						

③ 制度資金

種類	説明						
農林漁業転貸資金 （農業基盤整備資金）	農地・牧野の新設・改良・造成及び復旧等 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>25 年以内（うち据置 10 年以内）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>地元受益者団体の代表 1 名以上</td></tr> </table>	融資限度	地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上	融資期間	25 年以内（うち据置 10 年以内）	保 証	地元受益者団体の代表 1 名以上
融資限度	地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上						
融資期間	25 年以内（うち据置 10 年以内）						
保 証	地元受益者団体の代表 1 名以上						
農林漁業転貸資金 （担い手育成農地集積資金）	農地・牧野の新設・改良・造成等かつ経営体育成促進事業として採択されたもの <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>次のいずれか低い額 ・ 当該年度の融資対象事業費の 10% ・ 当該年度に負担する額の 6 分の 5 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>25 年以内（うち据置 10 年以内）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>地元受益者団体の代表 1 名以上</td></tr> </table>	融資限度	次のいずれか低い額 ・ 当該年度の融資対象事業費の 10% ・ 当該年度に負担する額の 6 分の 5 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上	融資期間	25 年以内（うち据置 10 年以内）	保 証	地元受益者団体の代表 1 名以上
融資限度	次のいずれか低い額 ・ 当該年度の融資対象事業費の 10% ・ 当該年度に負担する額の 6 分の 5 ただし、最低融資限度額は1件あたり 50 万円以上						
融資期間	25 年以内（うち据置 10 年以内）						
保 証	地元受益者団体の代表 1 名以上						
農業近代化資金	各種施設の改良、造成及び取得に必要な資金 各種農機具の取得資金 果樹等の栽培及び育成に必要な資金 牛等家畜の購入及び育成に必要な資金 農地等の改良及び造成に必要な資金 農村環境整備のために必要な施設の改良、造成及び取得に必要な資金 <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>個人：1,800 万円以内 法人：2 億円以内 農業参入法人：1 億 5,000 万円以内 集落営農組織・任意団体：2 億円以内 認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の 100% 認定農業者以外：必要な金額の 80%</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>資金用途に応じて 7 年から 15 年以内（うち認定農業者据置 7 年以内、認定農業者以外据置 3 年以内）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	個人：1,800 万円以内 法人：2 億円以内 農業参入法人：1 億 5,000 万円以内 集落営農組織・任意団体：2 億円以内 認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の 100% 認定農業者以外：必要な金額の 80%	融資期間	資金用途に応じて 7 年から 15 年以内（うち認定農業者据置 7 年以内、認定農業者以外据置 3 年以内）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	個人：1,800 万円以内 法人：2 億円以内 農業参入法人：1 億 5,000 万円以内 集落営農組織・任意団体：2 億円以内 認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の 100% 認定農業者以外：必要な金額の 80%						
融資期間	資金用途に応じて 7 年から 15 年以内（うち認定農業者据置 7 年以内、認定農業者以外据置 3 年以内）						
保 証	農業信用基金協会保証						
土地改良負担金平	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要						

種類	説明
準化事業資金	綱による資金
	融資限度 土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による
	融資期間 10 年以内
	保 証 個人保証

④ 当座貸越

種類	説明
総合口座	生活資金で普通貯金（総合口座）残高を超える支払金額
	融資限度 総合口座担保定期貯金合計額の 90%以内で最高 200 万円以内
教育ローン（カード型）	就学される子弟の教育に関する全ての資金
	融資限度 10 万円以上 700 万円以内（設定単位 10 万円）
	融資期間 契約期間 1 年（更新可） ただし、満 65 歳の誕生日以降の更新は行わない
	保 証 農業信用基金協会保証
教育ローン（カード型C）	就学される子弟の教育に関する全ての資金
	融資限度 10 万円以上 700 万円以内（設定単位 10 万円）
	融資期間 契約期間 1 年（更新可） ただし、満 65 歳の誕生日以降の更新は行わない
	保 証 三菱 UFJ ニコス(株)保証
約定返済型カードローン	生活に必要とする資金
	融資限度 10 万円以上 300 万円以内（設定単位 10 万円）
	融資期間 契約期間 1 年（更新可） ただし、65 歳または 70 歳の誕生日以降の更新は行わない
	保 証 農業信用基金協会保証
約定返済型カードローン	生活に必要とする資金
	融資限度 10 万円以上 500 万円以内（設定単位 10 万円）
	融資期間 契約期間 1 年（更新可） ただし、70 歳の誕生日以降の更新は行わない
	保 証 三菱 UFJ ニコス(株)保証
約定返済型カードローン（JA 住宅ローン利用者向け）	生活に必要とする資金
	融資限度 30 万円以上 300 万円以内（設定単位 10 万円）
	融資期間 契約期間 1 年（更新可） ただし、70 歳の誕生日以降の更新は行わない
	保 証 三菱 UFJ ニコス(株)保証
当座貸越（一般口）	運営資金
	融資限度 事業計画等により当組合と協議した額以内
	融資期間 契約期間 1 年（更新可）
	保 証 個人保証
当座貸越（利用組合等決済口）	運営資金
	融資限度 事業計画等により当組合と協議した額以内
	融資期間 契約期間 1 年（更新可）
	保 証 個人保証
営農貸越	運営資金
	融資限度 100 万円以内

種類	説明						
	<table> <tr> <td>融資期間</td><td>契約期間 1 年（更新可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>個人保証</td></tr> </table>	融資期間	契約期間 1 年（更新可）	保 証	個人保証		
融資期間	契約期間 1 年（更新可）						
保 証	個人保証						
営農ローン	営農および生活に必要な資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>500 万円以内（設定単位:1 万円） ただし、極度額 300 万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績（又は計画）の 70%以内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>契約期間 1 年（更新可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	500 万円以内（設定単位:1 万円） ただし、極度額 300 万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績（又は計画）の 70%以内	融資期間	契約期間 1 年（更新可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	500 万円以内（設定単位:1 万円） ただし、極度額 300 万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績（又は計画）の 70%以内						
融資期間	契約期間 1 年（更新可）						
保 証	農業信用基金協会保証						
アグリスーパー資金	農業の経営・生産に必要な運転資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち JA 口座に入金される金額の範囲内</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>契約期間 1 年（更新可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち JA 口座に入金される金額の範囲内	融資期間	契約期間 1 年（更新可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち JA 口座に入金される金額の範囲内						
融資期間	契約期間 1 年（更新可）						
保 証	農業信用基金協会保証						
担い手応援ローン	農業の経営・生産に必要な運転資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>3,000 万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>契約期間 1 年（更新可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	3,000 万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除	融資期間	契約期間 1 年（更新可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	3,000 万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除						
融資期間	契約期間 1 年（更新可）						
保 証	農業信用基金協会保証						
農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）	農業の経営・生産に必要な運転資金 <table> <tr> <td>融資限度</td><td>個人：500 万円以内（畜産等 2,000 万円） 法人：2,000 万円以内（畜産等 8,000 万円） ただし、特段の事情がある場合は特別融資制度推進会議が認めた額とする</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>契約期間 1 年（更新可）</td></tr> <tr> <td>保 証</td><td>農業信用基金協会保証</td></tr> </table>	融資限度	個人：500 万円以内（畜産等 2,000 万円） 法人：2,000 万円以内（畜産等 8,000 万円） ただし、特段の事情がある場合は特別融資制度推進会議が認めた額とする	融資期間	契約期間 1 年（更新可）	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	個人：500 万円以内（畜産等 2,000 万円） 法人：2,000 万円以内（畜産等 8,000 万円） ただし、特段の事情がある場合は特別融資制度推進会議が認めた額とする						
融資期間	契約期間 1 年（更新可）						
保 証	農業信用基金協会保証						

⑤ 手形割引

種類	説明				
手形割引	事業等に必要な資金 <table> <tr> <td>割引限度</td><td>手形金額以内</td></tr> <tr> <td>割引期間</td><td>150 日以内（ただし手形期日まで）</td></tr> </table>	割引限度	手形金額以内	割引期間	150 日以内（ただし手形期日まで）
割引限度	手形金額以内				
割引期間	150 日以内（ただし手形期日まで）				

⑥ 債務保証

種類	説明				
債務保証	保証書、手形保証、手形引受その他方法とする。 <table> <tr> <td>保証限度</td><td>必要最小額</td></tr> <tr> <td>保証期間</td><td>30 年以内</td></tr> </table>	保証限度	必要最小額	保証期間	30 年以内
保証限度	必要最小額				
保証期間	30 年以内				

⑦ その他国および県の直貸資金

（株）日本政策金融公庫資金

☐ 為替業務

当 J A の窓口から全国の J A ・信連・農林中金をはじめ、全国どこの金融機関にも、手形・小切手等の

取り立てや振込等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を皆様に幅広くご利用いただいております。

□ 国債窓口販売・投資信託窓口販売

国債並びに投資信託の取り扱いをしています。

■ 国債

日本国が発行する債券で、長期利付国債・個人向け国債等の取り扱いをしています。

■ 投資信託（22 商品）

証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられた金融商品です。複数の投資家から集めた資金を、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。

国内の公社債・株式・不動産に投資した商品のほかに、海外の債券・株式等に投資した商品も取り扱いをしています。

□ サービス業務

■ 自動振り込み・自動決済サービス

コンピューター・オンラインシステムを利用して、給与や年金などの各種自動受取り、電気料や電話料などの各種公共料金の自動支払い、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

■ キャッシュサービス

J A の総合・普通口座にキャッシュカード登録していただいているお客様は、全国すべての J A 自動化機器（C D ・ A T M）で、その通帳へお預かりしているお金の引き出し及び預け入れ（A T M のみ）ができます。更に金融機関オンライン・ネットワーク（J A ・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫）、ゆうちょ銀行、コンビニ A T M を含め、全国どこかの金融機関の自動化機器でも現金の引き出しができるキャッシュサービスも提供しております。また、J A カードの自動キャッシング、インターネットバンキング、デビットカードでの取り扱いもご利用いただけます。

■ 税金の収納

県・市町村税の窓口での収納や口座振替での収納もお取り扱いしております。

（2）共済事業

J A の共済事業は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・財産などを相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、専門的な相談機能のライフアドバイザー体制などにより、組合員をはじめ地域住民一人ひとりの日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

■ 主な共済の保障

① 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容 と 特 長
終身共済	一生涯にわたって万一の保証を確保できるプランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保証を確保するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。生前贈与の機能を追加したプランもあります。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる死亡保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。

種 類	内 容 と 特 長
定期生命共済	万一のとき、手軽な掛金で保障するプランです。ご希望にあった期間と、プランをお選びいただけます。
がん共済	がんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、癌性疼痛等の緩和のための在宅医療も保証するプランです。まとまった一時金が受け取れる診断保障やがん診断後の共済掛金の払込を免除する保障などを付加することができます。
医療共済	治療にかかるさまざまな費用に備えられる医療保障です。日帰り入院からまとまった一時金が受け取り、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる医療保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病および生活習慣病を保障します。①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④その他生活習慣病のお支払事由に該当した場合、特定重度疾病共済金を一時金として各疾病区分につき1回ずつお受け取りいただけます。（最大4回）1つの疾病区分で共済金をお受け取りになった後も、他の疾病区分における保障は、共済期間が満了するまで続きます。
介護共済	公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定された場合に共済金を一時金でお受け取りいただけます。生涯にわたる保障で不安の高まる高齢期にも安心です。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または、所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※この他にも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乘せ年金）などがあります。

② 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容 と 特 長
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身への損害保障（人身傷害保障・傷害定額給付金）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護のための保障。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障。
火災共済	住まいの火災損害を保障。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任を保障。
農業者賠償責任共済	農業において発生する損害賠償責任を保障。

③ 特約や特則もいろいろ豊富に（生命共済の場合）

※組み合わせには一定の制限がございます。

㊦ 災害や病気による死亡・後遺障害・介護保障を増やしたい方に

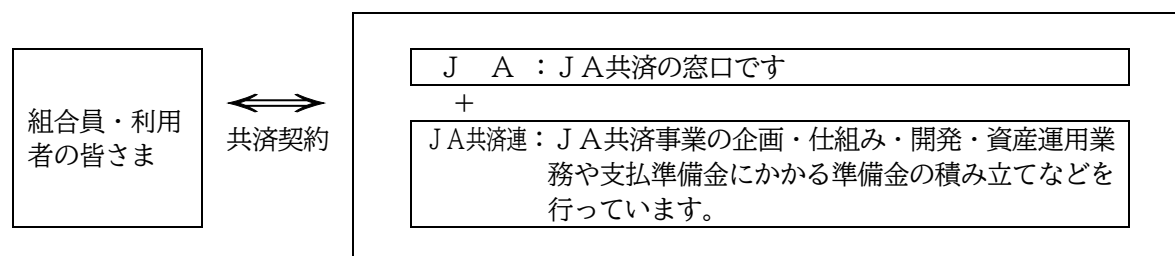
定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、共済金割増支払特則、特定損傷特約

- ① 契約期間中に中途給付金・年金などを受け取りたいという方に
中途給付特則、年金支払移行特約、健康祝金支払特則
- ② 共済掛金の払込方法を工夫したいという方に
共済掛金建特約
- ③ その他
出生前加入特則、生前給付特約、共済年金支払特約、特別条件特約、満期前払特約、税制適格特約、
指定代理請求特約

※ 保障内容は概要を記載しております。ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。[26066000122]

■ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



（３）販売事業

生産販売事業として、農家組合員の方が丹精込めて育てた米・果実・野菜・畜産物などを集荷し、農家手取りの最大化に向け有利販売に取り組んでいます。また、ワイン等の地元産原料にこだわった加工販売も行っております。

（４）購買事業

購買事業では、生産資材として肥料・農薬・飼料などの農業に必要な資材を、低コストでありながらも品質の高い提供を目指し取り扱っております。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

□ 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています

□ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、① 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③ 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援資金※」等を活用し、個々のＪＡ経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

□ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

□ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっております。



I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	6年度 (7年3月31日)	7年度 (8年3月31日)	説 明
(資産の部)			
1. 信用事業資産	106,074	111,538	
(1) 現金	636	564	年度末 (3月31日現在) で組合にある現金や小切手等の額
(2) 預金	64,385	68,862	組合で金融機関に預けている預金の額
系統預金	64,368	68,642	系統機関に預けている預金の額
系統外預金	17	219	系統機関外に預けている預金の額
(3) 有価証券	5,991	5,803	組合で運用している有価証券の額
国債	1,254	1,037	国の発行する債券
地方債	2,398	2,399	地方自治体の発行する債券
政府保証債	743	792	政府関係機関の発行する債券
社債	1,595	1,574	令第3条の5第1項第3号に規定する債券
(4) 貸出金	34,632	36,006	皆さまに融資している額
(5) その他の信用事業資産	543	415	信用事業に係るその他の資産の額
未収収益	73	171	信用事業に係る期末までに受入れしていない利息の額
その他の資産	470	244	信用事業に係るその他の資産の額
(6) 貸倒引当金	△115	△113	信用事業に係る貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
2. 共済事業資産	0	0	
(1) その他の共済事業資産	0	0	共済事業に係るその他の資産の額
3. 経済事業資産	10,749	14,107	
(1) 経済事業未収金	1,848	2,225	経済事業に係る未収金の額
(2) 経済受託債権	7,085	10,020	経済事業に係る未精算の額
(3) 棚卸資産	1,132	1,174	
購買品	904	900	購買品の在庫品の額
果汁	156	148	月山ワインに係る在庫品の額
買取販売品	66	113	買取販売品の在庫の額
その他の棚卸資産	5	12	上記以外の棚卸資産の額
(4) その他の経済事業資産	713	722	経済事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△30	△35	経済事業に係る貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
4. 雑資産	369	334	
(1) 雑資産	370	335	各事業に直接関連しない未収金、立替金等の額
(2) 貸倒引当金	△0	△1	各事業に直接関連しない貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
5. 固定資産	5,784	5,585	
(1) 有形固定資産	5,768	5,563	土地や建物等の有形固定資産の額
建物	10,611	10,593	建物の有形固定資産の額
機械装置	5,541	5,572	機械装置の有形固定資産の額
土地	2,959	2,920	土地の有形固定資産の額
その他の有形固定資産	2,258	2,268	その他の有形固定資産の額
減価償却累計額 (控除)	△15,603	△15,791	
(2) 無形固定資産	16	22	特許権やソフトウェア等の無形固定資産の額
6. 外部出資	9,996	9,938	
(1) 外部出資	9,996	9,938	外部機関に出資している額
系統出資	9,259	9,200	系統関係機関への出資金の額
系統外出資	407	408	系統関係機関以外への出資金の額
子会社等出資	328	328	子会社等への出資金の額
7. 繰延税金資産	242	344	将来の課税所得の計算上、減算効果のある一時差異等に係る税効果相当額
資産の部合計	133,217	141,849	

科 目	6年度 (7年3月31日)	7年度 (8年3月31日)	説 明
(負債の部)			
1. 信用事業負債	118,605	126,609	
(1) 貯金	117,482	125,465	皆さまからお預かりしている貯金等の額
(2) 借入金	37	31	信用事業の資金として調達した借入金の額
(3) その他の信用事業負債	1,085	1,112	信用事業に係るその他の負債の額
未払費用	23	84	当期の費用のうち貯金や借入金の未払利息等の額
その他の負債	1,061	1,028	上記以外の信用事業に係るその他の負債の額
2. 共済事業負債	676	650	
(1) 共済資金	386	361	共済掛金のうちまだ全共連に送金していない額及びまだ契約者に送金していない額
(2) 未経過共済付加収入	290	289	共済付加収入のうち次年度に繰り越す額
3. 経済事業負債	3,459	4,141	
(1) 経済事業未払金	731	712	購買品、販売品等を購入しまだ支払っていない額
(2) 経済受託債務	2,258	3,015	販売代金等の未精算の額
(3) その他の経済事業負債	469	413	経済事業に係るその他の負債の額
4. 雑負債	452	528	
(1) 未払法人税等	37	162	法人税、住民税等の未払額
(2) 資産除去債務	93	94	有形固定資産の除去に係る計上額
(3) その他の負債	321	271	各事業に直接関連しないその他の負債の額
5. 諸引当金	779	770	
(1) 賞与引当金	90	88	職員に支給する賞与の引当金の額
(2) 退職給付引当金	649	635	職員の退職給付債務に係る引当金の額
(3) 役員退職慰労引当金	40	47	役員退職慰労引当金規程に基づき算出した引当金の額
6. 再評価に係る繰延税金負債	511	500	再評価差額に係る繰延税金負債の額
負債の部合計	124,485	133,200	
(純資産の部)			
1. 組合員資本	8,758	9,191	
(1) 出資金	3,917	3,840	皆さまから出資していただいている額
(2) 利益剰余金	4,922	5,423	
利益準備金	3,842	3,918	農協法第51条第1項に基づき事業年度の剰余金処分により積み立てた準備金の額
その他利益剰余金	1,079	1,504	
リスク管理積立金	350	500	剰余金処分案を参照
固定資産償却積立金	50	50	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とした積立額
施設整備積立金	150	150	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とした積立額
農業振興積立金	150	150	農業振興の促進および自然環境・社会情勢の変化等に備えることを目的とした積立額
当期末処分剰余金	379	654	前年度繰越剰余金に当期剰余金を加えた額
(うち当期剰余金)	(225)	(472)	当年度の剰余金の額
(3) 処分未済持分	△81	△72	組合員の任意脱退により買入れた持分の額
2. 評価・換算差額等	△26	△542	
(1) その他有価証券評価差額金	△895	△1,383	その他有価証券に係る評価差額金の額
(2) 土地再評価差額金	869	841	土地の再評価による差額金（繰延税金負債を除く）の額
純資産の部合計	8,731	8,649	
負債及び純資産の部合計	133,217	141,849	

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	6 年度 自 6 年 4 月 1 日 至 7 年 3 月 31 日	7 年度 自 7 年 4 月 1 日 至 8 年 3 月 31 日	説 明
1. 事業総利益	2,968	3,173	各事業の総利益の合計の額
事業収益	6,925	7,690	各事業の収益を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
事業費用	3,957	4,517	各事業の費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
(1) 信用事業収益	968	1,203	信用事業に係る収益の額
資金運用収益	880	1,120	預金・貸出金資金運用に係る受入利息等の合計額
(うち預金利息)	(425)	(592)	金融機関に預けている預金の利息の額
(うち有価証券利息)	(56)	(58)	有価証券に係る受取利息および配当金の額
(うち貸出金利息)	(398)	(469)	皆さまへの融資に対する受入利息の額
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	その他の受入利息の額
役務取引等収益	63	67	為替業務や業務委託契約に基づく受入手数料の額
その他経常収益	24	15	その他の経常的収益で他の科目に属さない収益の額
(2) 信用事業費用	202	412	信用事業に係る費用の額
資金調達費用	78	276	資金調達に係る支払利息及び備金繰入の合計額
(うち貯金利息)	(75)	(270)	皆さまからお預かりしている貯金に対する支払利息の額
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)	皆さまからお預かりしている定期積金に対する利息相当額の繰入額
(うち借入金利息)	(0)	(0)	金融機関からの借入金に対する支払利息の額
(うちその他支払利息)	(3)	(5)	その他の支払利息の額
役務取引等費用	27	30	支払手数料の金額
その他事業直接費用	22	21	有価証券の売却損の額
その他経常費用	73	83	その他の経常的費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	(△2)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
信用事業総利益	765	791	信用事業の総利益の額
(3) 共済事業収益	757	812	共済事業に係る収益の額
共済付加収入	715	745	共済契約に係る受入事務手数料等の額
その他の収益	41	67	共済事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(4) 共済事業費用	27	41	共済事業に係る費用の額
共済推進費	23	37	新契約を推進するために要する費用の額
共済保全費	3	3	契約保全のために要する費用の額
その他の費用	0	0	共済事業のその他の費用で他の科目に属さない費用の額
共済事業総利益	729	770	共済事業の総利益の額
(5) 購買事業収益	3,113	3,274	購買事業に係る収益の額
購買品供給高	3,068	3,234	買取購買品の供給高の額
購買手数料	18	22	購買事業の受入手数料の額
その他の収益	26	17	購買事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(6) 購買事業費用	2,760	2,926	購買事業に係る費用の額
購買品供給原価	2,641	2,783	買取購買品の供給原価
購買品供給費	117	117	購買品の供給に係る費用の額
その他の費用	1	26	購買事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△15)	-	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
(うち貸倒引当金繰入額)	-	11	貸倒れによる損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
購買事業総利益	352	347	購買事業の総利益の額

科 目		6 年度 自 6 年 4 月 1 日 至 7 年 3 月 31 日	7 年度 自 7 年 4 月 1 日 至 8 年 3 月 31 日	説 明
(7)	販売事業収益	1,108	1,293	販売事業に係る収益の額
	販売品販売高	513	696	買取販売事業の販売高の額
	販売手数料	478	418	受託販売事業の受入手数料の額
	その他の収益	116	178	販売事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(8)	販売事業費用	437	588	販売事業に係る費用の額
	販売品販売原価	406	565	買取販売品の受入原価の額
	販売費	19	21	販売品の販売に係る費用の額
	その他の費用	11	0	販売事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
	(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	(-)	貸倒れによる損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
	(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△7)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
	販売事業総利益	670	705	販売事業の総利益の額
(9)	保管事業収益	269	366	保管事業に係る収益の額
(10)	保管事業費用	74	85	保管事業に係る費用の額
	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
	保管事業総利益	195	280	保管事業の総利益の額
(11)	加工事業収益	142	139	加工事業に係る収益の額
(12)	加工事業費用	88	76	加工事業に係る費用の額
	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
	加工事業総利益	53	62	加工事業の総利益の額
(13)	利用事業収益	140	179	利用事業に係る収益の額
(14)	利用事業費用	79	81	利用事業に係る費用の額
	利用事業総利益	60	98	利用事業の総利益の額
(15)	福祉介護事業収益	155	139	福祉介護事業に係る収益の額
	福祉介護手数料	13	13	福祉介護事業の受入手数料の額
	その他の収益	141	126	福祉介護事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(16)	福祉介護事業費用	35	38	福祉介護事業に係る費用の額
	介護労務費	26	30	福祉介護事業に係る労務費の額
	その他の費用	9	8	福祉介護事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
	福祉介護事業総利益	119	100	福祉介護事業の総利益の額
(17)	農用地利用調整事業収益	1	1	農用地利用調整事業に係る収益の額
(18)	農用地利用調整事業費用	0	0	農用地利用調整事業に係る費用の額
	農用地利用調整事業総利益	1	1	農用地利用調整事業の総利益の額
(19)	共同管理施設利用事業収益	149	145	共同管理施設利用事業に係る収益の額
(20)	共同管理施設利用事業費用	139	135	共同管理施設利用事業に係る費用の額
	共同管理施設利用事業総利益	9	10	共同管理施設利用事業の総利益の額
(21)	その他事業収益	92	107	その他事業に係る収益の額
(22)	その他事業費用	78	90	その他事業に係る費用の額
	その他事業総利益	14	17	その他事業の総利益の額
(23)	指導事業収入	110	107	指導事業に係る収入の額
(24)	指導事業支出	115	121	指導事業に係る支出の額
	指導事業収支差額	△4	△13	指導事業の総利益の額

科 目	6 年度 自 6 年 4 月 1 日 至 7 年 3 月 31 日	7 年度 自 7 年 4 月 1 日 至 8 年 3 月 31 日	説 明
2. 事業管理費	2,779	2,716	
(1) 人件費	1,859	1,821	役員報酬、職員給与、福利厚生費等の人件費の額
(2) 業務費	259	266	会議費、消耗品費、通信費等の業務費の額
(3) 諸税負担金	98	83	租税公課等の各種負担金の額
(4) 施設費	547	532	減価償却費、水道光熱費等の施設費の額
(5) その他事業管理費	14	12	その他事業に直接関係しない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(0)	貸倒れに備えた引当の前期からの追加額
事業利益	189	456	事業総利益から事業管理費を差し引いた額
3 事業外収益	192	173	
(1) 受取雑利息	0	0	信用事業、共済事業に係る利息以外の利息の額
(2) 受取出資配当金	76	68	外部出資に対する配当金の受入額
(3) 賃貸料	69	67	固定資産の賃貸料の額
(4) ポイント引当金戻入	3	-	ポイント引当金の戻入額
(5) 雑収入	42	37	事業外収益のうちの他の科目に属さない収入の額
4 事業外費用	59	72	
(1) 寄付金	0	0	寄付金の額
(2) 貸与資産費用	54	51	貸与資産に関する費用
(3) 雑損失	5	20	事業外費用のうち他の科目に属さない費用の額
経常利益	322	558	事業利益に事業外収益・費用を加減算した額
5 特別利益	67	126	
(1) 固定資産処分益	29	2	固定資産を処分した際に発生した収益の額
(2) 一般補助金	38	-	国、地方公共団体からの補助金の額
(3) 災害共済金受入額	-	124	災害共済金を受け入れた際に発生した収益の額
6 特別損失	100	149	
(1) 固定資産処分損	0	0	固定資産を処分した際に発生した損失の額
(2) 固定資産圧縮損	38	6	補助金の受入額の範囲内で帳簿価額を圧縮した額
(3) 減損損失	61	83	固定資産の減損処理に伴う損失の額
(4) 外部出資等評価損	-	59	臨時発生した費用の額
税引前当期利益	289	534	経常利益に特別利益・損失を加減算した額
法人税、住民税及び事業税	53	175	国、県、市町に支払う税金の額
法人税等調整額	10	△113	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
法人税等合計	63	62	法人税等の合計額
当期剰余金	225	472	当期の利益に相当する額
当期首繰越剰余金	154	153	前期から繰り越した剰余金の額
土地再評価差額金取崩額	0	27	当期に取り崩した土地の再評価による差額金の額
当期末処分剰余金	379	654	当期の未処分剰余金の額



3. 注記表

令和6年度
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 ② その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・購買品（上記以外） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・果汁 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・買取販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法

令和7年度
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 ③ その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・購買品（上記以外） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・果汁 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・買取販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法

により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利

利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負って

利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

います。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。）

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。）

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計

算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

256,318 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っており

ます。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 61,850 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する

算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

359,072 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っており

ます。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 83,690 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する

情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 147,072 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧

情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 150,204 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧

令和6年度

縮記帳額は18,148,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,428,424千円
機械装置	7,761,403千円
土 地	1,624,961千円
その他の有形固定資産	1,334,115千円
うち構築物	1,154,091千円
うち車両運搬具	48,905千円
うち器具・備品	131,119千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額

91,960千円

子会社等に対する金銭債務の総額

410,026千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事・監事に対する金銭債権の総額

194,267千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は154,652千円、危険債権額は234,680千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,042千

令和7年度

縮記帳額は8,249,948千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	3,317,725千円
機械装置	4,261,496千円
土 地	953千円
その他の有形固定資産	669,775千円
うち構築物	579,224千円
うち車両運搬具	24,744千円
うち器具・備品	65,807千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,000,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、7,000,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,620千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額

22,542千円

子会社等に対する金銭債務の総額

443,568千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事・監事に対する金銭債権の総額

135,681千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は104,478千円、危険債権額は147,274千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は682千円

円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 390,374 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,162,089 千円

- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

123,012 千円

です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 252,435 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,132,514 千円

- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

115,554 千円

令和6年度

うち事業取引高

32,823 千円

うち事業取引以外の取引高

90,189 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

181,075 千円

うち事業取引高

121,342 千円

うち事業取引以外の取引高

59,733 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	業務内固定 資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定 資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

月山ワイン研究所	61,436 千円
建物	44,870 千円

令和7年度

うち事業取引高

34,986 千円

うち事業取引以外の取引高

80,568 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

148,109 千円

うち事業取引高

96,688 千円

うち事業取引以外の取引高

51,421 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
南部支所	営業用店舗	建物、土地、 その他の有形固定資産
朝日出張所・事業所	営業用店舗	建物、その他の有形 固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

南部支所及び朝日出張所・事業所は移転計画に基づき今後使用が見込まれない資産が減損の兆候に該当したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損処理を行いました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

南部支所	74,340 千円
建物	29,375 千円

令和6年度

機械装置	15,739千円
土地	632千円
その他の有形固定資産	194千円
庄内町西袋 他	414千円
土地	414千円
合計	61,850千円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ① 新余目支所、立川支所の今後使用しないフロア、三川堆肥センターの土地以外の回収可能額は正味売却可能価額を採用していますが、老朽化のためその時価はないものとしています。
- ② 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和6年度固定資産税評価額に基づき算定されています。
- ③ 月山ワインの回収可能価額については、将来的なキャッシュ・フローの見積りを行い、回収可能価額を算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

令和7年度

土地	39,108千円
その他の有形固定資産	5,856千円
朝日出張所・事業所	9,349千円
建物	9,349千円
合計	83,690千円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ① 南部支所、朝日出張所・事業所の今後使用しないフロアの土地以外の回収可能額は正味売却可能価額を採用していますが、老朽化のためその時価はないものとしています。
- ② 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和7年度固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定しました。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が158,601千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	64,385,913	64,280,141	△105,771
有価証券			
その他有価証券	5,991,260	5,991,260	—
貸出金	34,632,172		

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が108,725千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	68,862,270	68,715,748	△146,521
有価証券	5,803,666	5,775,460	△28,206
満期保有目的の債券	598,646	570,440	△28,206
その他有価証券	5,205,020	5,205,020	—

令和6年度

貸倒引当金 (*1)	△115,857		
貸倒引当金控除後	34,516,314	34,421,081	△95,233
経済事業未収金	1,848,278		
貸倒引当金 (*2)	△30,501		
貸倒引当金控除後	1,817,777	1,817,777	—
経済受託債権	7,085,866		
貸倒引当金 (*2)	△142		
貸倒引当金控除後	7,085,723	7,085,723	—
資産計	113,796,989	113,595,984	△201,004
貯金	117,482,647	117,042,464	△440,182
経済受託債務	2,258,880	2,258,880	—
負債計	119,741,527	119,301,344	△440,182

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金

令和7年度

貸出金	36,006,200		
貸倒引当金 (*1)	△113,826		
貸倒引当金控除後	35,892,373	35,477,025	△415,347
経済事業未収金	2,225,836		
貸倒引当金 (*2)	△35,188		
貸倒引当金控除後	2,190,648	2,190,648	—
経済受託債権	10,020,406		
貸倒引当金 (*2)	△100		
貸倒引当金控除後	10,020,306	10,020,306	—
資産計	122,769,264	122,179,188	△590,075
貯金	125,465,826	124,602,270	△863,555
経済受託債務	3,015,724	3,015,724	—
負債計	128,481,550	127,617,995	△863,555

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発的な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除し

令和6年度

を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,996,191

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,385,913	-	-	-	-	-
有価証券(※1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,700,000
貸出金(※2,3)	4,239,029	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	21,886,983
経済事業未収金	1,808,485	-	-	-	-	-

令和7年度

て時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,938,261

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	68,862,270	-	-	-	-	-
有価証券(※1) 満期保有目的の債券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	100,000	100,000	100,000	300,000

令和6年度

(※4)						
経済受託債権	7,085,866	-	-	-	-	-
合計	77,519,295	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	28,586,983

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越1,260,063千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等96,346千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等39,793千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	102,033,813	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766
経済受託債務	2,258,880	-	-	-	-	-
合計	104,292,693	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	1,254,430	1,487,870	△233,440
	地方債	2,398,260	2,800,000	△401,740
	政府保証債	743,570	799,525	△55,955
	社債	1,595,000	1,779,794	△204,793
	小計	5,991,260	6,887,190	△895,930

令和7年度

	-	-	-	-	-	6,600,000
貸出金(※2,3)	3,663,992	2,477,983	2,196,489	1,996,477	1,787,497	23,804,161
経済事業未収金(※4)	2,180,963	-	-	-	-	-
経済受託債権	10,020,406	-	-	-	-	-
合計	84,727,628	2,477,983	2,296,489	2,096,477	1,887,497	30,704,161

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越788,989千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等79,601千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等44,873千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	104,965,070	4,972,997	6,242,986	3,557,130	5,721,869	5,772
経済受託債務	3,015,724	-	-	-	-	-
合計	107,980,795	4,972,997	6,242,986	3,557,130	5,721,869	5,772

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	198,816	196,420	△2,396
	政府保証債	99,829	97,970	△1,859
	社債	300,000	276,050	△23,950
	小計	598,646	570,440	△28,206

令和6年度

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	100,000	-	△22,106

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となつた有価証券
当事業年度中において、保有目的が変更となつた有価証券はありません。

5. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和7年度

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	1,037,670	1,388,964	△351,294
	地方債	2,220,360	2,800,000	△599,640
	政府保証債	692,430	799,570	△107,140
	社債	1,274,560	1,599,811	△325,251
	計	5,205,020	6,588,346	△1,383,326

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	77,994	-	21,656

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となつた有価証券
当事業年度中において、保有目的が変更となつた有価証券はありません。

5. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和6年度

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
期首における退職給付債務	1,921,528 千円	
勤務費用	90,219 千円	
利息費用	7,885 千円	
数理計算上の差異の発生額	△3,294 千円	
退職給付の支払額	△111,560 千円	
期末における退職給付債務	1,904,777 千円	
(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。		
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		
期首における年金資産	1,118,892 千円	
期待運用収益	13,686 千円	
数理計算上の差異の発生額	15,537 千円	
確定給付型年金制度への拠出金	34,130 千円	
特定退職金共済制度への拠出金	494 千円	
退職給付の支払額	△19,176 千円	
期末における年金資産	1,163,563 千円	
(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。		
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		
退職給付債務	1,904,777 千円	
確定給付型年金制度	△1,158,005 千円	
特定退職金共済制度	△5,559 千円	
未認識数理計算上の差異	△91,747 千円	
貸借対照表計上額純額	649,466 千円	
退職給付引当金	649,466 千円	
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	90,219 千円	
利息費用	7,885 千円	
期待運用収益	△13,686 千円	
数理計算上の差異の費用処理額	15,921 千円	
合計	100,339 千円	
(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。		
6. 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです（または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです）。		
確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	3%
	合計	100%

令和7年度

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
期首における退職給付債務	1,904,777 千円	
勤務費用	94,834 千円	
利息費用	8,312 千円	
数理計算上の差異の発生額	△354,589 千円	
退職給付の支払額	△68,267 千円	
期末における退職給付債務	1,585,067 千円	
(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。		
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		
期首における年金資産	1,163,564 千円	
期待運用収益	14,199 千円	
数理計算上の差異の発生額	2,497 千円	
確定給付型年金制度への拠出金	32,453 千円	
特定退職金共済制度への拠出金	1,453 千円	
退職給付の支払額	△19,655 千円	
期末における年金資産	1,194,511 千円	
(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。		
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		
退職給付債務	1,585,067 千円	
確定給付型年金制度	△1,172,627 千円	
特定退職金共済制度	△21,884 千円	
未認識数理計算上の差異	244,566 千円	
貸借対照表計上額純額	635,122 千円	
退職給付引当金	635,122 千円	
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	94,834 千円	
利息費用	8,312 千円	
期待運用収益	△14,199 千円	
数理計算上の差異の費用処理額	△20,773 千円	
合計	68,174 千円	
(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。		
6. 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです（または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです）。		
確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	71%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	4%
	合計	100%

令和6年度

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.46%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,644千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、170,588千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	184,177千円
その他有価証券評価損	254,265千円
貸倒引当金	10,480千円
賞与引当金	24,894千円
減損損失（償却資産）	131,827千円
減損損失（土地）	94,079千円
資産除去債務	26,526千円
貸倒引当金自己否認額	29,196千円
返品負債	11,082千円
その他	36,674千円
繰延税金資産小計	803,204千円
評価性引当額	△546,886千円
繰延税金資産合計（A）	256,318千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△830千円
有形固定資産（除去費用）	△3,682千円
返品資産	△9,766千円
繰延税金負債合計（B）	△14,280千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	242,038千円

令和7年度

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.77%～4.86%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,881千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、145,739千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	180,247千円
その他有価証券評価損	392,588千円
貸倒引当金	11,445千円
賞与引当金	24,974千円
減損損失（償却資産）	133,722千円
減損損失（土地）	93,698千円
資産除去債務	26,822千円
貸倒償却自己否認額	29,196千円
外部出資自己否認額	17,503千円
返品負債	11,875千円
その他	28,808千円
繰延税金資産小計	964,222千円
評価性引当額	△605,150千円
繰延税金資産合計（A）	359,072千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△830千円
有形固定資産（除去費用）	△3,207千円
返品資産	△10,517千円
繰延税金負債合計（B）	△14,556千円

令和6年度

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.58%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.12%
住民税均等割等	1.09%
評価性引当額の増減	△4.01%
法人税額の特別控除	△0.21%
法定実効税率変更に伴う影響	△1.68%
その他	0.78%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.10%

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,963,318	2,125,505

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和7年度

繰延税金資産の純額 (A)+(B)

344,516千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.82%
住民税均等割等	0.59%
評価性引当額の増減	△14.59%
法人税額の特別控除	△1.04%
その他	△1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.60%

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,900,622	2,061,632

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和6年度

XI 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～13年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3. 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	92,448 千円
時の経過による調整額	1,021 千円
期末残高	93,469 千円

令和7年度

XI 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～12年、割引率は0.45%～2.42%を採用しています。

3. 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	93,469 千円
時の経過による調整額	1,043 千円
期末残高	94,513 千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	6 年度	7 年度
1. 当期末処分剰余金	379	654
2. 任意積立金取り崩し額	-	650
① リスク管理積立金	-	500
② 農業振興積立金	-	150
3. 剰余金処分額	226	1,177
(1) 利益準備金	76	95
(2) 任意積立金	150	1,082
① リスク管理積立金	150	872
② 施設整備積立金	-	10
③ 農業振興積立金	-	200
4. 次期繰越剰余金	153	127

- (注) 1. リスク管理積立金ならびに農業振興積立金は、金利の上昇に伴う様々なリスクが高まっていることから、積立目標額を増額するため取り崩すものです。
2. 任意積立のうち、積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準は下表の通りです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和7年度：24 百万円

令和6年度：19 百万円

【表】

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額	積立累計額
リスク管理積立金	会計基準の変更（資産除去債務・貸倒引当基準・減損会計等）への対応。 資産償却及び有価証券の価格下落や、感染症・災害等の損失に対応し、組合経営の安定と健全な発展を図ることを目的とする。	1,400	①会計基準変更による多額の損失の発生。 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損損失による多額の損失の発生。 ③有価証券の運用による多額の損失の発生。 ④感染症や災害等による多額の損失の発生。	872	872
固定資産償却積立金	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とする。	50	固定資産の処分、解体処理等に取り崩しを行う。	-	50
施設整備積立金	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とする。	200	施設再編に係る固定資産取得、修繕及びその他関係費用の支出に充てる場合に取り崩しを行う。	10	160
農業振興積立金	農業振興の促進および自然環境・社会情勢の変化等に備えることを目的とする。	200	農家組合員に対して資材費や利用料の還元等、農業経営に関する諸支援に充てる場合に取り崩しを行う。	200	200

5. 部門別損益計算書

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	7,771	1,203	812	5,502	145	107	
事業費用②	4,598	412	41	3,978	50	114	
事業総利益③ (①－②)	3,173	791	770	1,523	94	△6	
事業管理費④	2,716	689	493	1,067	193	271	
（うち減価償却費⑤）	(160)	(11)	(7)	(127)	(10)	(3)	
（うち人件費⑤'）	(1,821)	(441)	(420)	(570)	(158)	(230)	
うち共通管理費⑥		117	84	205	25	28	△462
（うち減価償却費⑦）		(5)	(4)	(9)	(1)	(1)	(△21)
（うち人件費⑦'）		(84)	(60)	(148)	(18)	(20)	(△332)
事業利益⑧ (③－④)	456	102	276	455	△99	△278	
事業外収益⑨	173	43	27	75	14	11	
うち共通分⑩		38	27	67	8	9	△152
事業外費用⑪	72	18	13	32	3	4	
うち共通分⑫		18	13	31	3	4	△71
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	558	126	291	499	△88	△270	
特別利益⑭	126	32	23	56	6	7	
うち共通分⑮		32	23	56	6	7	△126
特別損失⑯	149	38	27	66	8	9	
うち共通分⑰		38	27	66	8	9	△149
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	534	120	287	488	△89	△272	
営農指導事業分配賦額⑲		2	1	267	0	△272	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	534	118	285	221	△90		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：人件費割合＋事業損益割合＋事業管理費割合（人件費を除く）の平均値を全部門に配賦
- (2) 営農指導事業：人件費割合＋事業損益割合＋事業管理費割合（人件費を除く）＋教育情報費のうち広報発行経費の平均値を全部門に配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	25.5	18.3	44.5	5.5	6.2	100.0
営農指導事業	1.0	0.7	98.1	0.2		100.0

3. 部門別の資産 (単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業（農業関連・生活その他・農業関連）	共通資産
事業別の総資産	141,850	111,538	1	14,108	16,203
総資産（共通資産配分後）	141,850	115,670	2,966	23,214	
※（うち固定資産）	(5,586)	(1,424)	(1,022)	(3,139)	

※共通資産の他部門への配賦基準

人件費割合＋事業損益割合＋事業管理費割合（人件費を除く）の平均値を全部門に配賦。

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業（農業関連・生活その他・農業関連）
配賦率	100.0%	25.5%	18.3%	56.2%

6. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益（事業収益）	6,670	6,989	6,738	7,008	7,771
信用事業収益	961	948	900	968	1,203
共済事業収益	920	874	789	757	812
農業関連事業収益	4,648	5,031	4,909	5,122	5,609
その他事業収益	139	134	138	160	145
経常利益	259	328	368	322	558
当期剰余金	199	△261	197	225	472
出資金 （出資口数）	4,161 (1,387,090)	4,079 (1,359,698)	4,007 (1,335,860)	3,917 (1,305,938)	3,840 (1,280,055)
純資産額	9,857	9,271	9,152	8,731	8,649
総資産額	130,806	127,102	130,520	133,217	141,849
貯金等残高	115,369	112,235	115,317	117,482	125,465
貸出金残高	32,368	32,858	32,957	34,632	36,006
有価証券残高	6,227	6,152	6,214	5,991	5,803
剰余金配当金額	-	-	27	-	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	27	-	-
職員数	420	384	359	352	339
単体自己資本比率	14.24	14.20	13.88	13.63	13.80

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。

5. 経常収益(事業収益)のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接損益を表示しておりましたが、26年度より事業直接収益を表示する方法に変更しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	6年度	7年度	増 減
資金運用収支	802	708	△94
役務取引等収支	36	37	1
その他信用事業収支	76	77	1
信用事業粗利益	815	859	44
（信用事業粗利益率）	(0.74)	(0.75)	(0.01)
事業粗利益	2,923	3,073	150
（事業粗利益率）	(2.18)	(2.13)	(△0.05)
事業純益	142	351	209
実質事業純益	144	357	213
コア事業純益	144	357	213
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	144	357	213

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	6 年度			7 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	107,877	881	0.81	113,238	1,120	0.98
うち預金	67,479	426	0.63	70,551	592	0.83
うち有価証券	6,951	56	0.80	6,991	58	0.82
うち貸出金	33,447	399	1.19	35,696	470	1.31
資金調達勘定	119,093	75	0.06	125,007	270	0.21
うち貯金・定期積金	119,035	75	0.06	124,971	270	0.21
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	58	0	0.00	36	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.16	-	-	0.22

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	6 年度増減額	7 年度増減額
受取利息	73	240
うち預金	93	167
うち有価証券	5	2
うち貸出金	△25	71
支払利息	62	195
うち貯金・定期積金	62	195
うち借入金	0	0
差引	11	45

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	6 年度		7 年度		増 減
流動性貯金	62,854	(52.8)	69,979	(56.0)	7,125
定期性貯金	56,042	(47.1)	54,852	(43.9)	△1,190
その他の貯金	137	(0.1)	137	(0.1)	0
計	119,035	(100.0)	124,970	(100.0)	5,935
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	119,035	(100.0)	124,970	(100.0)	5,935

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	6 年度		7 年度		増 減
定期貯金	52,097	(100.0)	50,647	(100.0)	△1,450
うち固定金利定期	52,060	(99.9)	50,599	(99.9)	△1,460
うち変動金利定期	37	(0.1)	48	(0.1)	11

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	6 年度	7 年度	増 減
手形貸付	3	1	△2
証書貸付	31,490	34,162	2,672
当座貸越	1,537	1,132	△405
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	415	400	△15
合 計	33,447	35,695	2,248

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	6 年度		7 年度		増 減
固定金利貸出	17,023	(49.2)	15,534	(43.1)	△1,489
変動金利貸出	17,609	(50.8)	20,472	(56.9)	2,863
合 計	34,632	(100.0)	36,006	(100.0)	1,374

(注) 1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	105	90	△15
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	171	142	△29
その他担保物	2	1	△1
小 計	278	233	△45
農業信用基金協会保証	17,968	18,317	349
その他保証	5,102	4,994	△108
小 計	23,070	23,311	241
信用	11,284	12,462	1,178
合 計	34,632	36,006	1,374

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種類	6年度		7年度		増 減
設備資金	29,345	(84.7)	31,292	(86.9)	1,947
運転資金	5,287	(15.3)	4,714	(13.1)	△573
合 計	34,632	(100.0)	36,006	(100.0)	1,374

(注) 1. () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	6 年度		7 年度		増 減
農業	6,328	(18.3)	5,663	(15.7)	△665
林業	62	(0.2)	59	(0.2)	△3
水産業	38	(0.1)	16	(0.1)	△22
製造業	2,199	(6.4)	2,464	(6.8)	265
鉱業	93	(0.3)	88	(0.2)	△5
建設・不動産業	2,036	(5.9)	2,138	(5.9)	102
電気・ガス・熱供給水道業	65	(0.2)	105	(0.3)	40
運輸・通信業	571	(1.6)	607	(1.7)	36
金融・保険業	504	(1.5)	519	(1.4)	15
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,942	(11.4)	4,093	(11.4)	151
地方公共団体	5,101	(14.7)	4,994	(13.9)	△107
非営利法人	-	-	-	-	-
その他	13,693	(39.4)	15,260	(42.4)	1,567
合 計	34,632	(100.0)	36,006	(100.0)	1,374

(注) 1. () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

ア 営農類型別

種 類	6 年度	7 年度	増 減
農業	4,844	4,304	△540
穀作	2,163	1,761	△402
野菜・園芸	41	34	△7
果樹・樹園農業	8	6	△2
工芸作物	0	-	0
養豚・肉牛・酪農	246	219	△27
養鶏・養卵	3	1	△2
養蚕	-	-	-
その他農業	2,383	2,283	△100
農業関連団体等	16	10	△6
合 計	4,860	4,314	△546

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の資産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

① 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
プロパー資金	4,416	3,920	△496
農業制度資金	444	394	△50
農業近代化資金	174	192	18
その他制度資金	270	202	△68
合 計	4,860	4,314	△546

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
日本政策金融公庫	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	155	26	55	73	155
	7年度	104	25	9	70	104
危険債権	6年度	235	35	157	43	234
	7年度	147	28	81	38	147
要管理債権	6年度	1	0	0	0	0
	7年度	1	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	6年度	0	0	0	0
		7年度	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	6年度	1	0	0	0
		7年度	1	0	0	0
小計	6年度	390	60	212	116	389
	7年度	252	53	90	108	251
正常債権	6年度	34,275				
	7年度	35,793				
合計	6年度	34,665				
	7年度	36,045				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

区分	6年度					7年度				
	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	1	-	15	1	1	5	-	1	5
個別貸倒引当金	149	145	-	149	145	145	144	-	145	144
合計	165	147	-	165	147	147	150	-	147	150

⑪ 貸出金償却の額 (単位：百万円)

	6年度	7年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績 (単位：件、百万円)

種 類		6年度		7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	86,660	197,942	90,281	196,937
	金 額	38,955	51,393	40,355	54,751
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑為替	件 数	7,411	5,136	5,439	3,208
	金 額	5,240	6,956	5,360	3,812
合 計	件 数	94,071	203,078	95,720	200,145
	金 額	44,195	58,349	45,715	58,563

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
国 債	1,557	1,434	△123
地方債	2,799	2,834	35
政府保証債	799	850	51
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	1,795	1,870	75
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	6,951	6,990	39

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

② 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めないもの	合計
国債	6年度	-	-	-	-	-	1,254	-	1,254
	7年度	-	-	-	-	-	1,038	-	1,038
地方債	6年度	-	-	-	-	-	2,398	-	2,398
	7年度	-	100	-	98	-	2,200	-	2,398
政府保証債	6年度	-	-	-	-	-	744	-	744
	7年度	-	99	-	-	-	692	-	791
金融債	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6年度	-	-	-	-	-	1,595	-	1,595
	7年度	-	-	100	-	200	1,274	-	1,574
株式	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

㊲ 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

① 満期保有目的の債権

(単位：百万円)

種類		6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	198	196	△2
	政府保証債	-	-	-	99	97	△2
	社 債	-	-	-	300	276	△24
	小 計	-	-	-	598	570	△28

㊲ その他有価証券

(単位：百万円)

種類		6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券						
	国 債	1,254	1,487	△233	1,037	1,388	△351
	地方債	2,398	2,800	△401	2,200	2,800	△600
	政府保証債	743	799	△55	692	799	△107
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,595	1,799	△204	1,274	1,599	△325
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	5,991	6,887	△895	5,205	6,588	△1,383
合 計		5,991	6,887	△895	5,205	6,588	△1,383

② 金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）（単位：千円）

	6年度	7年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	381,890	462,885

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数（単位：口座）

	6年度	7年度
残高有り投資信託口座数	356	361

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種類		6 年度		7 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	17,976	123,163	17,662	117,062
	定期生命共済	449	4,169	458	4,316
	養老生命共済	5,285	31,707	4,776	27,936
	うちこども共済	2,740	12,623	2,645	11,675
	医療共済	14,553	2,307	14,297	2,088
	がん共済	2,860	270	3,017	227
	定期医療共済	210	323	194	309
	介護共済	1,406	2,157	1,432	2,201
	認知症共済	219		225	
	生活障害共済	316		398	
	特定重度疾病共済	469		481	
	年金共済	6,410	-	6,295	-
	建物共生共済	17,106	222,055	16,959	220,129
合 計		67,259	386,155	66,194	374,272

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	14,553	40	14,297	32
		1,151		1,335
がん共済	2,860	15	3,017	12
		-		94
定期医療共済	210	1	194	0
合 計	17,623	1,208	17,508	1,475

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段は治療共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,406	3,647	1,432	3,746
認知症共済	219	405	225	408
生活保障共済（一時金型）	221	1,564	301	1,997
生活保障共済（定期年金型）	95	106	97	109
特定重度疾病共済	469	901	481	878
合 計	2,410	6,625	2,536	7,140

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,638	1,676	3,528	1,610
年金開始後	2,772	1,231	2,767	1,237
合 計	6,410	2,908	6,295	2,847

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	6 年度			7 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	4,070	35,039	43	3,961	34,222	42
自動車共済	19,216		853	19,025		873
傷害共済	20,282	62,986	67	18,678	61,574	65
定額定期生命共済	4	12	0	3	10	0
賠償責任共済	787		1	736		1
自賠責共済	4,458		74	4,340		73
合 計	48,817		1,041	46,743		1,056

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：百万円)

種類		6 年度	7 年度
生産資材	肥料	1,158	1,181
	資料	309	281
	農薬	954	992
	温床資材	190	265
	出荷資材	252	255
	種苗	442	507
	その他生産資材	113	124
合 計		3,422	3,607

(注) 当期取扱高は総額で記載しており損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種類		6 年度	7 年度
米	出荷契約米	9,252	14,753
	その他の米	2,857	2,391
小 計		12,109	17,144
米以外の農産物	麦・雑穀・大豆	198	145
	果実	841	624
	やさい	281	255
	花卉	236	219
	菌茸	45	41
	山菜	73	69
	その他の農産物	21	17
小 計		1,699	1,372
畜産	生乳	43	32
	肉牛	120	103
	子牛	55	68
	肉豚	362	308
	その他の畜産物	50	53
小 計		631	567
産直店舗受託販売高		65	67
合 計		14,505	19,153

(注) 当期取扱高は総額で記載しており損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(注) 出荷契約米の取扱額は、7 年度米農直販売(率)34.08%・全農販売(率)36.56%でみなし計上しています。

令和7年度の出荷契約米には、農協直接販売米の取扱高(14,007 百万円)が含まれています。

② 買取販売品 (単位：百万円)

種類	6 年度	7 年度
米	797	1,285
大豆	0	0
そば	27	35
やさい	0	4
果実	9	0
合 計	835	1,326

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績 (単位：百万円)

科 目	費 用		科 目	収 益	
	6 年度	7 年度		6 年度	7 年度
保管材料費	2	6	保管料	169	214
保管労務費	62	68	荷役料	53	72
検査費用	0	1	検査手数料	36	76
その他費用	7	9	その他収益	9	2
合 計	74	85	合 計	269	366

(4) 利用事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
藤島缶詰加工	5	4	5	5
大豆乾燥調製施設	26	32	54	74
櫛引水稻育苗	44	40	75	94
青果物集荷場	3	3	4	4
合 計	79	81	140	179

(5) その他の事業取扱実績

① 加工事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
月山ワイン	88	76	142	139

② 福祉介護事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
福祉介護事業	35	38	155	139

③ 農用地利用調整事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
農用地利用調整事業	17	0	1	1

④ 共同管理施設利用事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
共同管理施設利用事業	139	135	149	145

⑤ その他事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
んめ農マルシェ	78	90	92	107

⑥ 指導事業収支内訳 (単位：百万円)

科 目	費 用		科 目	収 益	
	6 年度	7 年度		6 年度	7 年度
営農改善費	87	77	賦課金	95	94
生活文化費	6	7	指導事業補助金	11	10
教育情報費	21	37	実費収入	3	3
合 計	115	121	合 計	110	107

(注) 費用・収益には人件費、減価償却費等の間接損益は含まれていません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項目	6 年度	7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.38	0.14
資本経常利益率	3.33	5.67	2.34
総資産当期純利益率	0.21	0.37	0.16
資本当期純利益率	3.00	5.43	2.43

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区分		6 年度	7 年度	増 減
貯貸率	期末	29.47	28.69	△0.78
	期中平均	28.09	28.56	0.47
貯証率	期末	5.09	4.62	△0.47
	期中平均	5.83	5.59	△0.24

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	6 年度	7 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,758	9,191
うち、出資金及び資本準備金の額	3,917	3,840
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	4,922	5,423
うち、外部流出予定額 (△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△81	△72
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	5
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1	5
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (㊴)	8,760	9,196
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	12	16
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	16
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (㊵)	12	16
自己資本		
自己資本の額 ((㊴) - (㊵)) (㊶)	8,747	9,180
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	62,703	65,056

項 目		6 年度	7 年度
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-	-
勘定間の振替分		-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,458	1,469
フロア調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (⊖)		64,162	66,525
自己資本比率			
自己資本比率 ((⊕) / (⊖))		13.63%	13.80%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	6 年度			7 年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
現金	636	-	-	564	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-	1,391	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-	8,001	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	9	1	0
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1	299	20	1
我が国の政府関係機関向け	2,206	140	6	2,206	140	6
地方三公社向け	805	161	7	805	161	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	64,405	12,881	515	68,963	13,855	554
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	117	117	5	151	71	3
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
中堅小企業等向け及び個人向け	3,693	3,015	120	3,540	3,246	130
（うちトランザクター向け）	-	4	1	-	20	1
不動産関連向け	-	6,110	244	7,733	5,793	232
（うち自己居住用不動産等向け）	8,012	6,009	240	7,605	5,704	228
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	143	100	4	128	89	4
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うち ADC 向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	377	565	23	85	105	4
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5	5	0	0	0	0
取立未済手形	22	4	0	16	3	0
信用保証協会等による保証付	17,779	1,777	71	18,080	1,808	72
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-

	6 年度			7 年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,829	1,829	73	1,571	2,043	82
（うち出資等のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	22,854	36,074	1,443	28,023	37,805	1,512
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	8,566	21,415	857	6,012	15,030	601
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	246	616	25	350	876	35
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,041	14,041	562	21,639	21,639	866
証券化	-	-	-	-	-	-
（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非 STC 適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-	-	-	-

		6 年度			7 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		124,332	62,703	2,681	141,444	65,056	2,603
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基本的手法〉		マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
		-		-	-		-
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基本的手法〉		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
		1,458		58	1,469		59
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 合計 ①		所要自己資本額 ②=①×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
		64,162		2,566	66,525		2,661

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	6 年度	7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 %で除して得た額	1,458	1,469
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	58	59
B I	972	979
B I C	116	117

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は基本的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

㊦ リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

㊦ リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	
法人向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		6 年度				7 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内		133,041	34,665	6,900	530	142,128	36,050	7,200	231
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		133,041	34,665	6,900	530	142,128	36,050	7,200	231
法人	農業	554	553	-	-	530	525	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20	16	-	-	10	10	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	300	-	300	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,505	-	1,505	-	1,605	6	1,605	-
	金融・保険業	64,133	400	801	-	69,427	400	900	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,730	73	-	-	883	8	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,075	5,781	4,293	-	10,065	5,671	4,394	-
	上記以外	2,557	605	-	-	2,130	517	-	-
個人		28,785	27,237	-	229	28,948	28,917	-	168
その他		23,383	-	-	300	28,229	-	-	64
業種別残高		133,041	34,665	6,900	530	142,128	36,050	7,200	231
1 年以下		65,794	1,363	-	2	68,948	927	-	2
1 年超 3 年以下		1,373	1,372	-	2	1,300	1,199	100	1
3 年超 5 年以下		1,874	1,874	-	3	2,107	1,907	200	1
5 年超 7 年以下		1,767	1,767	-	3	1,662	1,662	-	3
7 年超 10 年以下		3,694	3,395	300	3	5,628	4,025	1,602	-
10 年超		30,964	24,364	6,600	9	31,205	25,907	5,298	8
期限の定めのないもの		27,575	531	-	507	31,277	420	-	213
残存期間別残高		133,041	34,665	6,900	530	142,128	36,050	7,200	231

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいい

ます。

5.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減 (単位:百万円)

	6 年度					7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	1	-	15	1	1	5	-	1	5
個別貸倒引当金	149	145	-	149	145	145	144	-	145	144

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

		6 年度						7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		149	145	-	149	145	-	145	144	-	145	144	-
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計		149	145	-	149	145	-	145	144	-	145	144	-
法人	農業	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外		33	8	-	33	8	-	8	-	-	8	-	-
個人		114	137	-	114	137	-	137	144	-	137	144	-
業種別計		149	145	-	149	145	-	145	144	-	145	144	-

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	リス ク・ウ ェイト (%)	6 年度						7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		信用リス ク・アセッ トの額	リスク・ウェイト の加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		信用リス ク・アセッ トの額	リスク・ウェイトの 加重平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産項 目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラン ス資産項目			オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オフ・バ ランス資 産項目		
		A	B	C	D			A	B	C	D		
現金	0	636	-	636	-	0	0	564	-	564	-	0	0

我が国の中央政府及び中央銀行向け		0	1,489	-	1,489	-	0	0	1,391	-	1,391	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		0～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		0	7,909	-	7,909	-	0	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		0	-	-	-	-	-	-	8,001	-	8,001	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		20～150	-	-	-	-	-	-	9	-	1	-	1	20
国際開発銀行向け		0～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け		10～20	200	-	200	-	20	10	299	-	20	-	20	
我が国の政府関係機関向け		10～20	2,206	-	2,206	-	140	5	2,206	-	2,206	-	140	6
地方三公社向け		20	805	-	805	-	161	20	805	-	161	-	161	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～150	64,405	-	64,405	-	12,891	20	68,963	-	68,963	-	13,855	20
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け		10～100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		20～150	117	-	117	-	117	100	151	-	151	-	71	47
	(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100	3,807	276	3,693	27	3,015	81	3,652	661	3,540	66	3,246	90
	(うちトランザクター向け)	45	-	105	-	10	4	45	-	454	-	45	20	45
不動産関連向け		20～150	8,213	8,156	-	-	6,110	75	7,834	-	7,733	-	5,793	75
	(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	8,058	-	8,012	-	6,009	75	7,694	-	7,605	-	5,704	75
	(うち賃貸用不動産向け)	30～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち事業用不動産関連向け)	70～150	155	-	143	-	100	70	139,738	-	128,215	-	88,750	70
	(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うちADC向け)	100～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等		150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)		50～150	377	1	377	159	565	150	85	5	85	524	105	123
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100	6	-	5	-	5	100	0	-	0	-	0	100
取立未済手形		20	22	-	22	-	4	20	16	-	16	-	3	20
信用保証協会等による保証付		0～10	17,986	-	17,779	-	1,777	10	18,339	-	18,080	-	1,808	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等		250～400	1,829	-	1,829	-	1,829	100	1,571	-	1,571	-	2,043	130
共済約款貸付		0	22,854	0	22,854	0	36,074	158	-	-	-	-	-	-
上記以外		100～1250	-	-	-	-	-	-	28,023	0	28,023	0	37,805	135
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-	20	-	20	-	258	1,250

	(うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段の うち対象 普通出資等及 びその他外部 TLAC 関連 調達手段に該当するも の以外のものに係るエ クスポートジャー)	230～400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係る エクスポージャー)	250	8,566	－	8,566	－	21,415	250	6,012	－	6,012	－	15,030	250
	(うち特定項目のうち調 整項目に算入されない 部分に係るエクスポー ジャー)	250	246	－	246	－	616	250	350	－	350	－	876	250
	(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有している他 の金融機関等に係るそ の他外部 TLAC 関連調達 手段に係るエクスポー ジャー)	250	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有していない 他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調 達手段に係るエクスポ ージャー)	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(うち右記以外のエク スポージャー)	100	14,041	0	14,041	0	14,041	100	21,639	0	21,639	0	21,639	100
	証券化	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(うち S T C 要件適用 分)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(短期 S T C 要件適用 分)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(うち不良債権証券化適 用分)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	(うち STC・不良債権証券 化適用対象外分)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
再証券化		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
リスク・ウェイトのみなし計算が適 用されるエクスポージャー		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
未決済取引		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計 (信用リスク・アセットの額)		－	132,867	8,434	124,332	27	62,703	47	141,916	666	141,444	66	65,056	46

⑦ ポートフォリオの区分ごとのC C F適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-	-	-	-	1,489			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-	-	-	-	-	7,909		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機関機構向け	-	200	-	-	-	-	-	200		
我が国の政府関係機構向け	802	1,403	-	-	-	-	-	2,206		
地方三公社向け	-	-	805	-	-	-	-	805		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,405	-	-	-	-	-	-	-	64,405	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	117	-	-	117	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-				
株式等	-	-	1,829	-	-	1,829				
	45%	75%	85%	100%	その他	合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	10	2,577	310	795	24	3,721				
（うちトランザクター向け）	10	-	-	-	-	10				

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,012	-	8,012
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	143	-	-	-	-	-	143						
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちADC向け	-				-				-				
	100%	150%	その他				合計						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	376	-				377						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5	-	-				5						
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	636	-	-	-	-	636							
取立未済手形	-	-	22	-	-	22							
信用保証協会等による保証付	-	17,772	-	-	6	17,779							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

【令和7年度】

（単位：百万円）

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）							
	0%	20%		50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,391	-		-	-	-	-	1,391
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-		-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	8,001	-		-	-	-	-	8,001
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-		-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関機構向け	99	200		-	-	-	-	299
我が国の政府関係機構向け	802	1,403		-	-	-	-	2,206

地方三公社向け	-	-	805		-	-	-	-	805				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	9	-	-	-	-	-	9					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会社向け	68,753	4	-	206	-	-	-	-	68,963				
（うち、第一種金融商 品取引業者及び保険会 社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	100	-	-	-	-	51	-	-	-	151			
（うち特定貸付債権向 け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資 本性証券等	-		-		-		-		-		-		
株式等	-		-		1,571		-		-		1,571		
	45%		75%		85%		100%		その他		合計		
中堅中小企業等向け及 び個人向け	45		1,234		167		2,155		3		3,606		
（うちトランザクター 向け）	45		-		-		-		-		45		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自 己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,605	0	7,605
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃 貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向けうち事 業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちA DC向け	-				-				-				
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除 く。）	15		15		54		0		86				
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに 係る延滞	-		0		-		-		0				

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	564	-	-	-	-	564
取立未済手形	-	-	16	-	-	16
信用保証協会等による保証付	-	18,074	-	6	-	18,080
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 （単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	6年度				7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	95,772	-	-	95,456	100,626	-	-	100,232
40%～70%	155	105	10	154	361	454	10	395
75%	10,625	147	10	10,589	8,888	171	10	8,840
80%	-	0	11	0	-	-	-	-
85%	310	-	-	310	166	5	10	167
90%～100%	918	6	10	918	2,221	17	10	2,222
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	376	-	10	376	54	5	10	54
250%	1,829	-	-	1,829	1,571	-	-	1,571
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	23	19	10	25	2	12	10	3
合計	110,012	278	10	109,661	113,893	666	10	113,488

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、この条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	6 年度			7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融 機構向け	-	-	-	-	99	-
我が国の政府関係 機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定 貸付債権向けを含 む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向 け及び個人向け	2	-	-	-	-	-
自己居住用不動産 等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-

延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	2	802	-	-	902	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

7. CVAに関する事項
該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項
当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇ リスク管理の方針および手続きの概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○ オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・ 定義
- ・ 基本的な考え方
- ・ 体制：会議体、部門、部署
- ・ その他
- オペレーショナル・リスクの総合的な管理
- 事務リスク管理
- システムリスク管理
- その他オペレーショナル・リスク管理
- ◇ BIの進出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（業務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。
- ◇ ILMの進出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無。

該当ありません。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価額 (単位:百万円)

	6 年度		7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	9,996	9,996	7,204	7,204
合 計	9,996	9,996	7,204	7,204

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	6 年度	7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

1 2. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII 以外に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	244	0	7
2	下方パラレルシフト	122	0	62	37
3	スティープ化	401	648		
4	フラット化	0	0		

5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	386	342		
7	最大値	401	648	62	37
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,180		8,747	

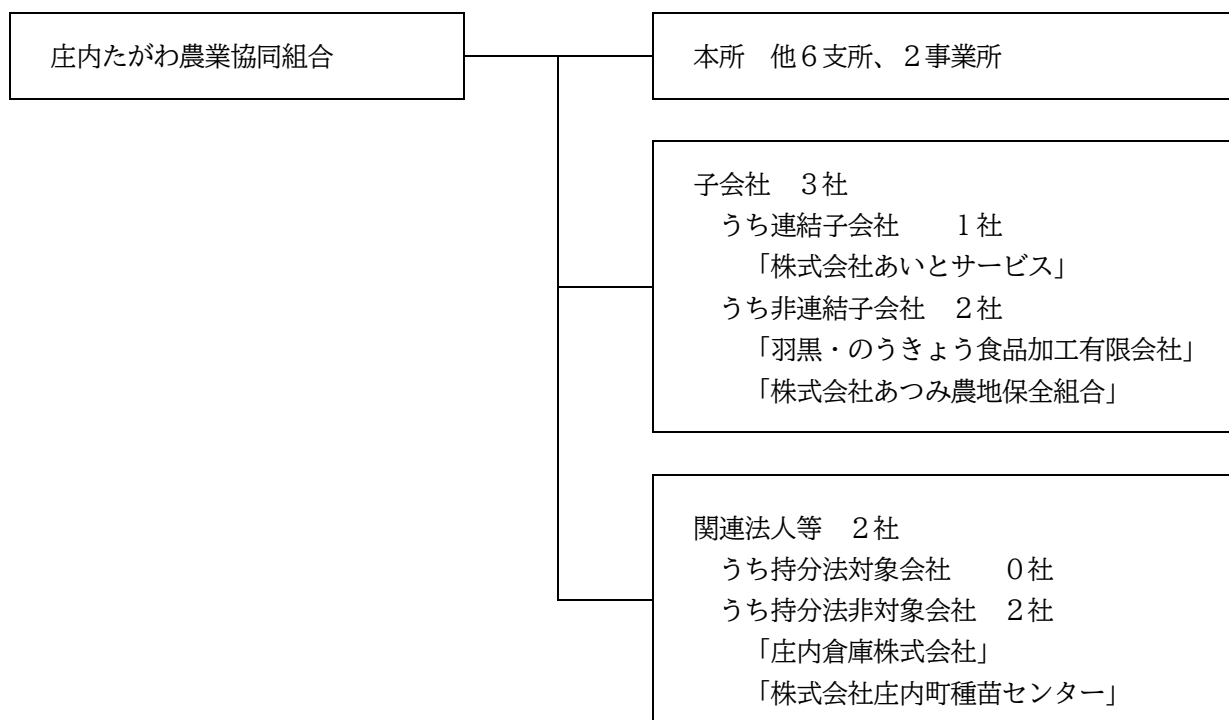
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

庄内たがわ農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社、関連法人等2社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。また、金融業務を営む関連法人等は0社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位:百万円, %)

○ 名称			
主たる営業所または事業所の所在地			
事業内容			
設立年月日	資本金	当J Aの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
○ 株式会社あいとサービス			
山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1			
農機事業、車両事業、給油・LPG事業、葬祭事業等			
平成26年8月1日	100	100.0	0.0
○ 羽黒・のうきょう食品加工有限公司			
山形県鶴岡市羽黒町大字川代字川代山406番地			
野菜を原料とする浅漬け加工販売の事業			
平成元年9月14日	80	60.0	0.0

○ 株式会社あつみ農地保全組合			
山形県鶴岡市湯温海字湯之里 284			
農業、農作業の受託、再委託、農畜産物の加工等			
平成 26 年 8 月 6 日	1	93.0	0.0

(3) 連結事業概況（7 年度）

① 連結事業の概況

7 年度の当組合の連結決算は、子会社 1 社を連結し、持分法適用の関連法人等はありません。

連結決算の内容は、連結経常利益 657 百万円、連結当期剰余金 531 百万円、連結純資産 9,510 百万円、連結総資産 142,910 百万円で、連結自己資本比率は 15.00%となりました。

② 連結子会社の事業概況

〔株式会社あいとサービス〕

7 年度は、売上高が 5,151,370 千円（対前年比 106.68%）、売上原価は 4,102,330 千円（対前年比 108.52%）となり、事業総利益は 1,049,040 千円（対前年比 100.01%）となりました。また、事業管理費が 961,790 千円（対前年比 100.65%）となり、営業利益 87,249 千円（対前年比 93.46%）、経常利益は 100,841 千円（対前年比 97.55%）を計上し、最終的に 59,993 千円（対前年比 90.60%）の当期利益となりました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円，％）

項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
連結経常収益（事業収益）	10,845	11,162	10,858	11,127	12,234
信用事業収益	957	945	897	965	1,200
共済事業収益	920	874	789	757	812
農業関連事業収益	4,650	5,033	4,912	5,123	5,611
その他事業収益	4,318	4,310	4,261	4,284	4,611
連結経常利益	372	449	503	415	657
連結当期剰余金	272	△182	286	281	531
連結純資産額	10,437	9,930	9,899	9,534	9,510
連結総資産額	131,545	127,985	131,304	134,183	142,910
連結自己資本比率	14.22	14.39	13.83	14.64	15.00

（注 1）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表(2事業年度分)

(単位:百万円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	6年度 7年3月31日	7年度 8年3月31日	科 目	6年度 7年3月31日	7年度 8年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	106,180	111,710	1. 信用事業負債	118,249	126,218
(1) 現金及び預金	65,129	69,598	(1) 貯金	117,126	125,074
(2) 有価証券	5,991	5,803	(2) 借入金	37	31
(3) 貸出金	34,632	36,006	(3) その他の信用事業負債	1,085	1,112
(4) その他の信用事業資産	543	415	2. 共済事業負債	676	650
(5) 貸倒引当金	△115	△113	(1) 共済資金	386	361
2. 共済事業資産	0	0	(2) 未経過共済付加収入	290	289
(1) その他の共済事業資産	0	0	3. 経済事業負債	3,755	4,501
3. 経済事業資産	11,496	14,864	(1) 経済事業未払金	991	1,037
(1) 経済事業未収金	2,201	2,591	(2) 経済受託債務	2,258	3,015
(2) 経済受託債権	7,085	10,020	(3) その他の経済事業負債	505	448
(3) 棚卸資産	1,523	1,558	4. 雑負債	527	603
(4) その他の経済事業資産	726	735	5. 諸引当金	928	926
(5) 貸倒引当金	△40	△41	(1) 賞与引当金	118	116
4. 雑資産	372	337	(2) 退職給付引当金	767	759
(1) 雑資産	372	339	(3) 役員退職慰労引当金	43	50
(2) 貸倒引当金	△0	△1	6. 再評価に係る繰延税金負債	511	500
5. 固定資産	5,941	5,757	負債の部合計	124,649	133,400
(1) 有形固定資産	5,924	5,734	(純資産の部)	9,561	10,052
建物	10,674	10,676	1. 組合員資本	9,561	10,052
機械装置	5,649	5,686	(1) 出資金	3,917	3,840
土地	2,976	2,937	(2) 利益剰余金	5,725	6,284
その他の有形固定資産	2,319	2,339	(3) 処分未済持分	△81	△72
減価償却累計額(控除)	△15,695	△15,905	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
(2) 無形固定資産	16	22	2. 評価・換算差額等	△26	△542
6. 外部出資	9,896	9,838	(1) その他有価証券評価差額金	△895	△1,383
(1) 外部出資	9,896	9,838	(2) 土地再評価差額金	869	841
7. 繰延税金資産	296	402	純資産の部合計	9,534	9,510
資産の部合計	134,183	142,910	負債及び純資産の部合計	134,183	142,910

(6) 連結損益計算書 (2事業年度分)

(単位：百万円)

科 目	6年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)	7年度 (自7年4月1日 至8年3月31日)	科 目	6年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)	7年度 (自7年4月1日 至8年3月31日)
1. 事業総利益	4,013	4,219	(8) 販売事業費用	437	588
(1) 信用事業収益	965	1,200	販売品販売原価	406	565
信用運用収益	880	1,120	販売費	19	21
(うち預金利息)	(425)	(592)	その他の費用	11	0
(うち有価証券利息)	(56)	(58)	販売事業総利益	670	705
(うち貸出金利息)	(398)	(469)	(9) その他事業収益	1,070	1,197
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	(10) その他事業費用	618	635
役務取引等収益	60	64	その他事業総利益	451	561
その他経常収益	24	15	2. 事業管理費	3,688	3,632
(2) 信用事業費用	201	410	(1) 人件費	2,536	2,496
資金調達費用	78	276	(2) その他事業管理費	1,152	1,135
(うち貯金利息)	(74)	(269)	事業利益	325	587
(うち給付補填金繰入)	(0)	(0)	3. 事業外収益	150	142
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(1) 受取雑利息	0	0
(うちその他支払利息)	(3)	(5)	(2) 受取出資配当金	66	66
役務取引等費用	27	30	(3) 賃貸料	29	29
その他経常費用	95	103	(4) 雑収入	51	46
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	(△2)	(5) ポイント引当金戻入	3	-
信用事業総利益	763	790	4. 事業外費用	60	72
(3) 共済事業収益	757	812	(1) 寄付金	0	0
共済付加収入	715	745	(2) 貸与資産費用	54	20
その他の収益	41	67	(3) 雑損失	6	20
(4) 共済事業費用	24	39	経常利益	415	657
共済推進費及び共済保全費	23	38	5. 特別利益	67	126
その他の費用	0	0	(1) 固定資産処分益	29	2
共済事業総利益	733	773	(2) 一般補助金	38	-
(5) 購買事業収益	7,226	7,729	(3) 災害共済金受入額	-	124
購買品供給高	6,656	6,161	6. 特別損失	100	151
購買品手数料	181	182	(1) 固定資産処分損	0	1
その他の収益	387	386	(2) 固定資産圧縮損	38	6
(6) 購買事業費用	5,831	6,341	(3) 減損損失	61	83
購買品供給原価	5,645	6,124	(4) 外部出資等評価損	-	59
購買供給費	145	149	税金等調整前当期利益	382	632
その他の費用	40	66	法人税、住民税及び事業税	100	218
購買事業利益	1,394	1,388	法人税等調整額	1	△117
(7) 販売事業収益	1,108	1,293	法人税等合計	101	101
販売品販売高	513	696			
販売品手数料	478	418			
その他の収益	116	178	当期剰余金	281	531

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書(2事業年度分)

(単位:百万円)

科 目	6 年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)	7 年度 (自7年4月1日 至8年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期損失	△78	△310
減価償却費	382	347
減損損失	61	83
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△19	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	-	△2
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△3	△0
その他引当金等の増減額(△は減少)	△6	-
信用事業信金運用収益	△479	△1,120
信用事業資金調達費用	78	276
受取雑利息及び受取出資配当金	△164	△220
支払雑利息	0	0
有価証券関係損益(△は益)	22	21
固定資産売却損益(△は益)	△29	△2
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	1	1
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	(98)	(5,059)
貸出金の純増(△)減	△1,674	△1,374
預金の純増(△)減	△500	△1,700
貯金の純増減(△)	2,148	7,948
信用事業借入金の純増減(△)	△28	△6
その他信用事業資産の増(△)減	△264	225
その他信用事業負債の増減(△)	418	△33
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	(6)	(△26)
共済資金の純増減(△)	13	△25
未経過共済付加収入の純増(△)減	△6	△0
その他共済事業資産の増(△)減	0	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	(△1,466)	(△2,623)
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△264	△389
経済受託債権の純増(△)減	△1,748	△2,945
棚卸資産の純増(△)減	△23	△35
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	42	46
経済受託債務の純増減(△)	527	717
その他経済事業資産の増(△)減	1	2
その他経済事業負債の増減(△)	△0	△18
(その他の資産及び負債の増減)	(573)	(991)
その他の資産の純増(△)減	204	184
その他の負債の純増減(△)	△7	△0
信用事業資金運用による収入	465	1,022
信用事業資金調達による支出	△61	△215
事業分量配当金の支払額	△27	-
小 計	△1,024	2,476

科 目	6 年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)	7 年度 (自7年4月1日 至8年3月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	77	69
法人税等の支払額	△42	△121
事業活動によるキャッシュ・フロー	△989	2,424
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,650	△4,866
有価証券の売却・償還による収入	2,801	5,489
補助金の受入による収入	38	6
固定資産の取得による支出	△575	△264
固定資産の売却による収入	97	12
外部出資による支出	△1,729	△1
外部出資の売却等による収入	-	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,017	436
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△80	△96
持分の取得による支出	△88	△74
持分の譲渡による収入	81	81
出資配当金の支払額	△10	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△97	△91
4. 現金及び現金同等物の減少額（増加額）	△3,104	2,769
5. 現金及び現金同等物の期首残高	8,431	5,326
6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,326	8,096

(8) 連結注記表

令和6年度

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 … 1社
株式会社あいとサービス

- (2) 非連結子会社・子法人等 … 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社
株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 … 0社
該当する会社はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 … 0社
該当する会社はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 … 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社
株式会社あつみ農地保全組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 … 4社
庄内倉庫株式会社
株式会社庄内町種苗センター
庄内農村工業農業協同組合連合会
櫛引農村工業農業協同組合連合会

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 … 1社

- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

令和7年度

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 … 1社
株式会社あいとサービス

- (2) 非連結子会社・子法人等 … 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社
株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 … 0社
該当する会社はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 … 0社
該当する会社はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 … 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社
株式会社あつみ農地保全組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 … 2社
庄内倉庫株式会社
株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 … 1社

- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

令和6年度

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において
確定した利益処分に基づいて作成しています。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及
び現金同等物の範囲
- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金
の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金の
うち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び
通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対
照表に掲記されている科目の金額との関係
- | | |
|------------|----------------|
| 現金及び預金勘定 | 65,129,099 千円 |
| 別段預金、定期性預金 | △59,802,267 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 5,326,832 千円 |

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価
基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法によ
り処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
《当組合》
- ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品）
総平均法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・購買品（上記以外）
売価還元法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・果汁
先入先出法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・買取販売品
個別法による原価法（収益性の低下による
簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産
総平均法による原価法（収益性の低下によ

令和7年度

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において
確定した利益処分に基づいて作成しています。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及
び現金同等物の範囲
- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金
の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金の
うち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び
通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対
照表に掲記されている科目の金額との関係
- | | |
|------------|----------------|
| 現金及び預金勘定 | 69,598,283 千円 |
| 別段預金、定期性預金 | △61,502,267 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 8,096,016 千円 |

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価
基準及び評価方法
- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
- ・時価のあるもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法によ
り処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
《当組合》
- ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品）
総平均法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・購買品（上記以外）
売価還元法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・果汁
先入先出法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）
 - ・買取販売品
個別法による原価法（収益性の低下による
簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産
総平均法による原価法（収益性の低下によ

る簿価切下げの方法)

《株式会社あいとサービス》

- ・ 購買品（農機具製品、自動車製品）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（燃料、農機具部品、自動車部品）
売価還元方法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

《当組合》

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能

る簿価切下げの方法)

《株式会社あいとサービス》

- ・ 購買品（農機具製品、自動車製品）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（燃料、農機具部品、自動車部品）
売価還元方法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

《当組合》

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見

見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

≪株式会社あいとサービス≫

貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

≪当組合≫

【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

≪株式会社あいとサービス≫

貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

≪当組合≫

【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

≪株式会社あいとサービス≫

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、子会社は職員 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日）により、簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約

≪株式会社あいとサービス≫

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、子会社は職員 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日）により、簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約

に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの

に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 指導事業

施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。）

- (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

《当組合》

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

《株式会社あいとサービス》

購買事業収益のうち、子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、総額で収益を表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
296,003 千円（繰延税金負債との相殺前）
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。）

- (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

《当組合》

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

《株式会社あいとサービス》

購買事業収益のうち、子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、総額で収益を表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
402,306 千円（繰延税金負債との相殺前）
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 61,850千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、早期警戒警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 83,690千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

令和6年度

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 156,932 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する
情報
 - ① 算定方法
「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は18,148,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,428,424 千円
機械装置	7,761,403 千円
土 地	1,624,961 千円
その他の有形固定資産	1,334,115 千円
うち構築物	1,154,091 千円
うち車両運搬具	48,905 千円
うち器具・備品	131,119 千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円を JA バンク 基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
理事に対する金銭債権の総額

194,267 千円

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

令和7年度

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 156,668 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する
情報
 - ① 算定方法
「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,249,948千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	3,317,725 千円
機械装置	4,261,496 千円
土 地	953 千円
その他の有形固定資産	669,775 千円
うち構築物	579,224 千円
うち車両運搬具	24,744 千円
うち器具・備品	65,807 千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,000,000 千円を JA バンク 基本方針に基づく相互援助預金の担保に、7,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,620 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
理事に対する金銭債権の総額

135,681 千円

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は154,652千円、危険債権額は234,680千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,042千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は390,374千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は104,478千円、危険債権額は147,274千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は682千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は252,435千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,162,089千円

- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	業務内固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

平成11年3月31日

- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,132,514千円

- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
南部支所	営業用店舗	建物、土地、 その他の有形固定資産
朝日出張所・事業所	営業用店舗	建物、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

南部支所及び朝日出張所・事業所は移転計画に基づき今後使用が見込まれない資産が減損の兆候に該当したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損処理を行いました。

令和6年度

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

月山ワイン研究所	61,436 千円
建物	44,870 千円
機械装置	15,739 千円
土地	632 千円
その他の有形固定資産	194 千円
庄内町西袋 他	414 千円
土地	414 千円
合計	61,850 千円

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和6年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

令和7年度

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

南部支所	74,340 千円
建物	29,375 千円
土地	39,108 千円
その他の有形固定資産	5,856 千円
朝日出張所・事業所	9,349 千円
建物	9,349 千円
合計	83,690 千円

- (4) 回収可能価額の算定方法

① 南部支所、朝日出張所・事業所の今後使用しないフロアの土地以外の回収可能額は正味売却可能価額を採用しています。

② 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和7年度固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定しました。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が58,013千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	64,485,741	64,280,141	△205,599
有価証券			
其他有価証券	5,991,260	5,991,260	—

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が108,725千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	69,027,485	68,715,748	△311,736
有価証券	5,803,666	5,775,460	△28,206
満期保有目的の			

令和6年度

貸出金	34,632,172		
貸倒引当金(*1)	△115,857		
貸倒引当金控除後	34,516,314	32,421,081	△95,233
経済事業未収金	2,201,949		
貸倒引当金(*2)	△52,767		
貸倒引当金控除後	2,149,181	2,149,181	－
経済受託債権	7,085,866		
貸倒引当金(*2)	△142		
貸倒引当金控除後	7,085,723	7,085,723	－
資産計	114,228,221	113,927,389	△300,832
貯金	117,126,256	117,042,464	△83,791
経済受託債務	2,258,880	2,258,880	－
負債計	119,385,136	119,301,344	△83,791

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。ま

令和7年度

債券	598,646	570,440	△28,206
その他有価証券	5,205,020	5,205,020	－
貸出金	36,006,200		
貸倒引当金(*1)	△113,826		
貸倒引当金控除後	35,892,373	35,477,025	△415,347
経済事業未収金	2,591,446		
貸倒引当金(*2)	△41,752		
貸倒引当金控除後	2,549,694	2,549,694	－
経済受託債権	10,020,406		
貸倒引当金(*2)	△100		
貸倒引当金控除後	2,549,694	2,59,694	－
資産計	123,293,525	122,538,234	△755,290
貯金	125,074,528	124,602,270	△472,258
経済受託債務	3,015,724	3,015,724	－
負債計	128,090,253	127,617,995	△472,258

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発的な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利

た、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	9,896,291

（＊1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
--	------	-----	-----	-----	-----	-----

金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	9,838,361

（＊1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
--	------	-----	-----	-----	-----	-----

令和6年度

		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	64,485,741	-	-	-	-	-
有価証券(※1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,700,000
貸出金(※2,3)	4,239,029	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	21,886,983
経済事業未収金(※4)	2,152,296	-	-	-	-	-
経済受託債権	7,085,866	-	-	-	-	-
合計	77,962,933	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	28,586,983

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越1,260,063千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等96,345千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等49,652千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	101,677,422	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766
経済受託債務	2,258,880	-	-	-	-	-
合計	104,292,693	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

令和7年度

		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	69,027,485	-	-	-	-	-
有価証券(※1) 満期保有目的の債券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	100,000	100,000	100,000	300,000
貸出金(※2,3)	3,663,988	2,477,983	2,196,489	1,996,477	1,787,497	23,804,161
経済事業未収金(※4)	2,540,109	-	-	-	-	-
経済受託債権	10,020,406	-	-	-	-	-
合計	85,251,989	2,477,983	2,296,489	2,096,477	1,887,497	30,704,161

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の摘要指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越788,989千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等79,601千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等51,337千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	104,573,773	4,972,997	6,242,986	3,557,130	5,721,869	5,772
経済受託債務	3,015,724	-	-	-	-	-
合計	107,589,497	4,972,997	6,242,986	3,557,130	5,721,869	5,772

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和6年度

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		連結貸借対照表 計上額	取得価額又は 償却原価	評価差額 (*)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価または 償却原価を超 えないもの	国債	1,254,430	1,487,870	△233,440
	地方債	2,398,260	2,800,000	△401,740
	政府保証債	743,570	799,525	△55,955
	社債	1,595,000	1,799,794	△204,793
	小計	5,991,260	6,887,190	△895,930
合計		5,991,260	6,887,190	△895,930

2. 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	100,000	-	△22,106

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約

令和7年度

(単位：千円)

種類		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えない もの	地方債	198,816	196,420	△2,396
	政府保証債	99,829	97,970	△1,859
	社債	300,000	276,050	△23,950
	小計	598,646	570,440	△28,206

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照 表計上額が取 得原価または 償却原価を超 えないもの	債券			
	国債	1,037,670	1,388,964	△351,294
	地方債	2,200,360	2,800,000	△599,640
	政府保証債	692,430	799,570	△107,140
	社債	1,274,560	1,599,811	△325,251
	計	5,205,020	6,588,346	△1,383,326

2. 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	77,994	-	21,656

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約

令和6年度

による特定退職金共済制度を採用しています。
 なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,136,518 千円
勤務費用	133,711 千円
利息費用	7,885 千円
数理計算上の差異の発生額	△32,175 千円
退職給付の支払額	△126,171 千円
連結会計期末における退職給付債務	2,119,768 千円
(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。	

3. 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	2,282,455 千円
期待運用収益	13,686 千円
数理計算上の差異の発生額	1,059,627 千円
確定給付型年金制度への拠出金	42,735 千円
特定退職金共済制度への拠出金	770 千円
退職給付の支払額	△19,176 千円
連結会計期末における年金資産	1,260,844 千円
(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。	

4. 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,119,768 千円
確定給付型年金制度	△1,251,775 千円
特定退職金共済制度	△9,068 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	756,905 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133,711 千円
利息費用	7,885 千円
期待運用収益	△13,686 千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,062,204 千円
合計	1,190,114 千円
(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。	

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分

令和7年度

による特定退職金共済制度を採用しています。
 なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,119,768 千円
勤務費用	124,353 千円
利息費用	8,312 千円
数理計算上の差異の発生額	△356,036 千円
退職給付の支払額	△82,069 千円
連結会計期末における退職給付債務	1,814,328 千円
(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。	

3. 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,260,844 千円
期待運用収益	14,199 千円
数理計算上の差異の発生額	1,051 千円
確定給付型年金制度への拠出金	32,905 千円
特定退職金共済制度への拠出金	10,442 千円
退職給付の支払額	△19,655 千円
連結会計期末における年金資産	1,299,785 千円
(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。	

4. 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,814,328 千円
確定給付型年金制度	△1,274,826 千円
特定退職金共済制度	△24,959 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	412,524 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	124,353 千円
利息費用	8,312 千円
期待運用収益	△14,199 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△20,773 千円
合計	97,693 千円
(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。	

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分

令和6年度

類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	3%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.46%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,081千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、170,588千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	225,216千円
貸倒引当金	13,920千円
賞与引当金	34,428千円
減損損失（償却資産）	131,827千円
減損損失（土地）	94,079千円
資産除去債務	26,526千円
貸倒引当金自己否認額	29,196千円
その他	306,546千円
繰延税金資産小計	861,749千円
評価性引当額	△551,465千円
繰延税金資産合計（A）	310,284千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△830千円
---------	--------

令和7年度

類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	71%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	4%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.77%～4.86%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,881千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、145,739千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	224,856千円
貸倒引当金	11,449千円
賞与引当金	34,766千円
減損損失（償却資産）	133,722千円
減損損失（土地）	93,698千円
資産除去債務	26,822千円
貸倒引当金自己否認額	29,196千円
その他	534,071千円
繰延税金資産小計	1,088,587千円
評価性引当額	△671,724千円
繰延税金資産合計（A）	416,863千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△830千円
---------	--------

令和6年度

有形固定資産（除去費用）	△3,682 千円
返品資産	△9,766 千円
繰延税金負債合計（B）	△14,280 千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	296,003 千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.12%
住民税均等割等	1.09%
評価性引当額の増減	△4.01%
法人税額の特別控除	△0.77%
その他	0.57%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.39%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

《当組合》

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度により、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は4,848千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は12,971千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

《株式会社あいとサービス》

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度により、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.05%から34.90%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は958千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。

令和7年度

有形固定資産（除去費用）	△3,207 千円
返品資産	△10,517 千円
繰延税金負債合計（B）	△14,556 千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	402,306 千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.82%
住民税均等割等	0.59%
評価性引当額の増減	△14.59%
法人税額の特別控除	△1.04%
その他	△1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.60%

X 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,963,318	2,125,505

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期連結会計末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

XI 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～13年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3. 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	92,448 千円
時の経過による調整額	1,021 千円
連結会計期末残高	93,469 千円

X 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,900,622	2,061,632

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期連結会計末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

XI 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～12年、割引率は0.45%～2.42%を採用しています。

3. 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	93,469 千円
時の経過による調整額	1,043 千円
連結会計期末残高	94,513 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	6 年度	7 年度
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	5,444	5,725
2. 利益剰余金増加額	281	559
当期剰余金	281	531
園芸振興支援積立金取崩による増加額	-	-
リスク管理積立金取崩による増加額	-	-
再評価差額金取崩による増加額	0	27
3. 利益剰余金減少高	-	-
園芸振興支援積立金取崩	-	-
会計方針の変更による累積的影響額	-	-
リスク管理積立金取崩額	-	-
その他減少額	-	-
4. 利益剰余金期末残高	5,725	6,284

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区分	6 年度	7 年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	155	104	△51
危険債権額	235	147	△88
要管理債権額	1	1	0
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	1	1	0
合計 (A)	391	252	△139
うち担保・保証付債権額 (B)	192	143	△49
担保・保証控除後債権額 (C) = (A) - (B)	199	109	△90
個別計上貸倒引当金残高 (D)	115	109	△6
差引額 (E) = (C) - (D)	84	0	△84
一般計上貸倒引当金残高	1	5	4
正常債権額	34,275	35,793	1,518

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」と「5. 貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれら

に準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	6 年度	7 年度
信 用 事 業	事業収益	965	1,200
	経常収益	92	125
	資産の額	106,180	111,710
共 済 事 業	事業収益	757	812
	経常収益	217	293
	資産の額	0	1
農業関連事業	事業収益	5,123	5,611
	経常収益	170	310
	資産の額	11,496	14,864
そ の 他 事 業	事業収益	4,284	4,611
	経常収益	△64	△72
	資産の額	16,505	16,335
計	事業収益	11,129	12,234
	経常収益	415	656
	資産の額	134,181	142,910

2. 連結自己資本の充実の状況

○ 連結自己資本比率の状況

8年3月末における連結自己資本比率は、15.00%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,767 百万円（前年度 3,836 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,561	10,052
うち、出資金及び資本準備金の額	3,917	3,840
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	5,725	6,284
うち、外部流出予定額（△）	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△81	△72
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	5
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1	5
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (④)	9,561	10,058
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	16
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	16
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項 目		前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額 (㊸)		12	16
自己資本			
自己資本の額 ((㊹) - (㊸)) (㊹)		9,549	10,042
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		63,751	65,452
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-	-
マーケット・リスク相当額の合計を八パーセントで除して得た額		-	-
勘定間の振替分		-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,458	1,469
フロア調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (㊺)		65,210	66,921
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (㊹/㊺)		14.64%	15.00%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

	6 年度			7 年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
現金	541	-	-	643	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	1,391	-	-	1,489	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体 向け	8,411	-	-	7,909	-	-
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構 向け	200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関 向け	2,005	120	5	2,206	140	6
地方三公社向け	383	76	3	805	161	6
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	67,118	13,423	537	64,405	12,881	515
（うち第一種金融商 品取引業者及び保 険会社向け）	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む。）	1,027	1,017	41	117	117	5
（うち特定貸付債権 向け）	-	-	-	-	-	-
中堅小企業等向け及び 個人向け	4,627	3,355	134	3,693	3,015	121
（うちトラザクタ ー向け）	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	8,156	6,110	244
（うち自己居住用不 動産等向け）	-	-	-	8,012	6,009	240
（うち賃貸用不動産 向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産 関連向け）	-	-	-	143	100	4
（うちその他不動産 関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うち ADC 向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資 本性証券等	-	-	-	-	-	-

	6 年度			7 年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	-	-	-	377	565	23
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに 係る延滞	-	-	-	5	5	0
取立未済手形	-	-	-	22	4	0
信用保証協会等による 保証付	16,664	1,642	66	17,779	1,777	71
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	0	-	-	-	-
共済約款貸付	-	0	-	-	-	-
出資等	1,829	1,829	73	1,729	1,729	69
（うち出資等のエク スポージャー）	1,829	1,829	73	-	-	-
（うち重要な出資の エクスポージャー）	-	0	-	-	-	-
上記以外	22,142	33,030	1,321	24,002	37,222	1,489
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその 他外部 TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャ ー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫 の対象資本調達手 段等に係るエク スポージャー）	7,262	18,156	726	8,566	21,415	-
（うち特定項目のう ち調整項目に算入 されない部分に係 るエクスポージャ ー）	-	-	-	246	616	-
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権 を保有している他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関す るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有していない 他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連 調達手段に係る 5%基	-	-	-	-	-	-

		6 年度			7 年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
	準額を上回る部分に係 るエクスポージャー)						
	(うち上記以外のエ クスポージャー)	14, 879	14, 874	595	15, 189	15, 189	608
証券化		-	-	-	-	-	-
	(うち STC 要件適用 分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非 STC 適用 分)	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券 化適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券 化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみな し計算が適用されるエ クスポージャー		-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー 方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方 式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバッ ク方式)	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)		-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエ クスポージャー計		-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷ 8% (簡便法)		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エク スポージャー		-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセ ットの額)		126, 338	54, 512	2, 181	133, 537	63, 746	2, 550
マーケット・リスクに 対する 所要自己資本の額 (簡易方式又は標準的 方式)		マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%		マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	
		-	-		-	-	

	6 年度			7 年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	
	1,458	58		1,469	59	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 合計 ①	所要自己資本額 ②=①×4%		リスク・アセット等（分母） 合計 ①	所要自己資本額 ②=①×4%	
	55,970	2,238		65,215	2,608	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	6 年度	7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で 除して得た額	1,458	1,469
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	58	59
B I	972	979
B I C	116	117

- （注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は基本的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

⑦ リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

⑧ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	
法人向けエクスポージャー	R & I、M o o d y' s、 J C R、S & P、F i t c h	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		6 年度				7 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内		134,097	34,665	6,900	530	142,430	36,050	7,200	231
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		134,097	34,665	6,900	530	142,430	36,050	7,200	231
法人	農業	554	553	-	-	530	525	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20	16	-	-	10	10	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	300	-	300	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,505	-	1,505	-	1,605	6	1,605	-
	金融・保険業	64,133	400	801	-	69,427	400	900	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,730	73	-	-	883	8	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,075	5,781	4,293	-	10,065	5,671	4,394	-
	上記以外	2,557	605	-	-	2,130	517	-	-
個人		28,785	27,237	-	229	28,948	28,917	-	168
その他		24,438	-	-	300	28,532	-	-	64
業種別残高		134,097	34,665	6,900	530	142,430	36,050	7,200	231
1 年以下		65,794	1,363	-	2	68,948	927	-	2
1 年超 3 年以下		1,373	1,372	-	2	1,300	1,199	100	1
3 年超 5 年以下		1,874	1,874	-	3	2,107	1,907	200	1
5 年超 7 年以下		1,767	1,767	-	3	1,662	1,662	-	3
7 年超 10 年以下		3,694	3,395	300	3	5,628	4,025	1,602	-
10 年超		30,964	24,364	6,600	9	31,205	25,907	5,298	8
期限の定めのないもの		28,630	531	-	507	31,580	420	-	213
残存期間別残高		134,097	34,665	6,900	530	142,430	36,050	7,200	231

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権および

これらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減

(単位：百万円)

	6 年度					7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	1	-	15	1	1	5	-	1	5
個別貸倒引当金	149	145	-	149	145	145	144	-	145	144

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		6 年度						7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		149	145	-	149	145	/	145	144	-	145	144	/
国外		-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計		149	145	-	149	145	/	145	144	-	145	144	/
法人	農業	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	33	8	-	33	8	-	8	-	-	8	-	-
個人		114	137	-	114	137	-	137	144	-	137	144	-
業種別計		149	145	-	149	145	-	145	144	-	145	144	-

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リス ク・ウ ェイト (%)	6 年度						7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リス ク・ウ ェイト の加 重平均 値	の加 重平均 値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リス ク・ウ ェイト の加 重平均 値	の加 重平均 値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目			オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目		
		項目	項目	項目	項目			項目	項目	項目	項目		
		A	B	C	D			A	B	C	D		
現金	0	643	-	643	-	0	0	570	-	570	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,489	-	1,489	-	0	0	1,391	-	1,391	-	0	0

外国の中央政府及び中央銀行向け		0～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		0	7,909	-	7,909	-	0	0	8,001	-	8,001	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		0～150	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	1
地方公共団体金融機関向け		10～20	200	-	200	-	20	10	299	-	299	-	20
我が国の政府関係機関向け		10～20	2,206	-	2,206	-	140	6	2,206	-	2,206	-	140
地方三公社向け		20	805	-	805	-	161	20	805	-	805	-	161
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～150	64,405	-	64,405	-	12,881	20	68,963	-	68,963	-	13,855
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け		10～100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		20～150	117	-	117	-	117	100	151	-	151	-	71
	(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100	3,807	276	3,693	27	3,015	81	3,652	661	3,540	66	3,246
	(うちトランザクター向け)	45	-	105	-	10	4	45	-	454	-	45	20
不動産関連向け		20～150	8,213	-	8,156	-	6,110	75	7,834	-	7,733	-	5,793
	(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	8,058	-	8,012	-	6,009	75	7,694	-	7,605	-	5,704
	(うち賃貸用不動産向け)	30～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち事業用不動産関連向け)	70～150	155	-	143	-	100	70	139	-	128	-	89
	(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うちADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他の資本性証券等		150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		30～150	377	1	377	0	565	150	85	5	85	0	105
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100	6	-	5	-	5	100	0	-	0	-	0
取立未済手形		20	22	-	22	-	4	20	16	-	16	-	3
信用保証協会等による保証付		0～10	17,986	-	17,779	-	1,777	10	18,339	-	18,080	-	1,808
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等		250～400	1,729	-	1,729	-	1,729	100	1,471	-	1,471	-	2,043
共済形貸付		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外		100～120	24,002	0	24	0	37,222	155	28,419	0	28,419	0	38,201
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	20	-	20	-	258	1,250

	(うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段のう ち対象普通出資等及びそ の他外部 TLAC 関連調達手 段に該当するもの以外の ものに係るエクスポー ジャー)	250~400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係るエ クスポートジャー)	250	8,566	-	8,566	-	21,415	0	6,012	-	6,012	-	15,030	250
	(うち特定項目のうち調 整項目に算入されない部 分に係るエクスポー ジャー)	250	246	-	246	-	616	250	350	-	350	-	876	250
	(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有している他の金 融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に係 るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有している他の 金融機関等に係るその他 外部 TLAC 関連調達手段に 係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち右記以外のエク スポージャー)	100	15,189	0	15,189	0	15,189	100	20	0	22,036	0	22,036	100
証券化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち S T C 要件適用 分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(短期 S T C 要件適用 分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適 用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち STC・不良債権証券 化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適 用されるエクスポージャー		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		-	133,922	383	133,543	38	63,756	-	142,219	666	141,747	66	65,452	-

⑦ ポートフォリオの区分ごとのC C F適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489		-		-		-		-		-	1,489			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-	-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,909		-		-		-		-		-	-	7,909		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
地方公共団体金融機関機構向け	-		200		-		-		-		-	-	200		
我が国の政府関係機構向け	802		1,403		-		-		-		-	-	2,206		
地方三公社向け	-		-		805		-		-		-	-	805		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,405		-		-		-		-		-	-	-	64,405	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		117	-	-	117	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	-
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-	-	
株式等	-			-			1,829			-			-	1,829	
	45%			75%			80%			100%			その他	合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	10			2,577			310			795			24	3,721	
（うちトランザクター向け）	10			-			-			-			-	10	

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,012	-	8,012
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	143		-		-		-		-		-		143
	60%					その他				合計			
不動産関連向けうちADC向け	-					-				-			
	100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-			376			-			377			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5			-			-			5			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	643		-		-		-		-		643		
取立未済手形	-		-		22		-		-		22		
信用保証協会等による保証付	-		17,772		-		-		6		17,779		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-		

【令和7年度】

（単位：百万円）

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）							
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-	-	-	-	1,489	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-	-	-	-	-	7,909
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関機構向け	-	200	-	-	-	-	-	200
我が国の政府関係機構向け	802	1,403	-	-	-	-	-	2,206

地方三公社向け	-	-	805	-	-	-	-	805					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会社向け	64,405	-	-	-	-	-	-	-	64,405				
（うち、第一種金融商 品取引業者及び保険会 社向け）	-	-	-	-	-	117	-	-	117				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
（うち特定貸付債権向 け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資 本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-					
株式等	-	-	1,829	-	-	1,829							
	45%	75%	80%	100%	その他	合計							
中堅中小企業等向け及 び個人向け	10	2,577	310	795	24	3,721							
（うちトランザクター 向け）	10	-	-	-	-	10							
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自 己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,012	-	8,012
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃 貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事 業用不動産関連向け	143	-	-	-	-	-	-	-	143				
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちA DC向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除 く。）	-	376	-	377									
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに 係る延滞	5	-	-	5									

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	643	-	-	-	-	643
取立未済手形	-	-	22	-	-	22
信用保証協会等による保証付	-	17,772	-	-	6	17,779
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	6年度				7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および信 相当額の合計額 （CFR・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および信 相当額の合計額 （CFR・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	95,772	-	-	95,456	100,626	-	-	100,232
40%～70%	155	105	10	154	361	454	10	395
75%	10,625	147	10	10,589	8,888	171	10	8,840
80%	-	0	11	0	-	-	-	-
85%	310	-	-	310	166	5	10	167
90%～100%	918	6	10	918	2,221	17	10	2,222
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	376	-	10	376	54	5	10	54
250%	1,829	-	-	1,829	1,571	-	-	1,571
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	23	19	10	25	2	12	10	3
合計	110,012	278	10	109,661	113,893	666	10	113,488

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っております。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P97）をご参照ください。

（単位：百万円）

区分	6年度			7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	-	-	-	-	99	-

向け						
我が国の政府関係機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	2	802	-	-	902	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(7) CVAに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っております。また、関連会社については、これら準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）とご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っております。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P100）とご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価額

（単位：百万円）

	6 年度		7 年度	
	連結貸借対照表連結 計上額	時価評価額	連結貸借対照表連結 計上額	時価評価額
上 場	-	-		
非上場	9,896	9,896	9,838	9,838
合 計	9,896	9,896	9,838	9,838

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	6 年度	7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。

J Aの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（P101）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	0	244	0	7
2	下方平行シフト	122	0	62	37
3	スティーブ化	401	648		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	386	342		
7	最大化	401	648	62	37
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,042		9,549	

確 認 書

1. 私は、当JAの7年4月1日から8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年7月1日

庄内たがわ農業協同組合

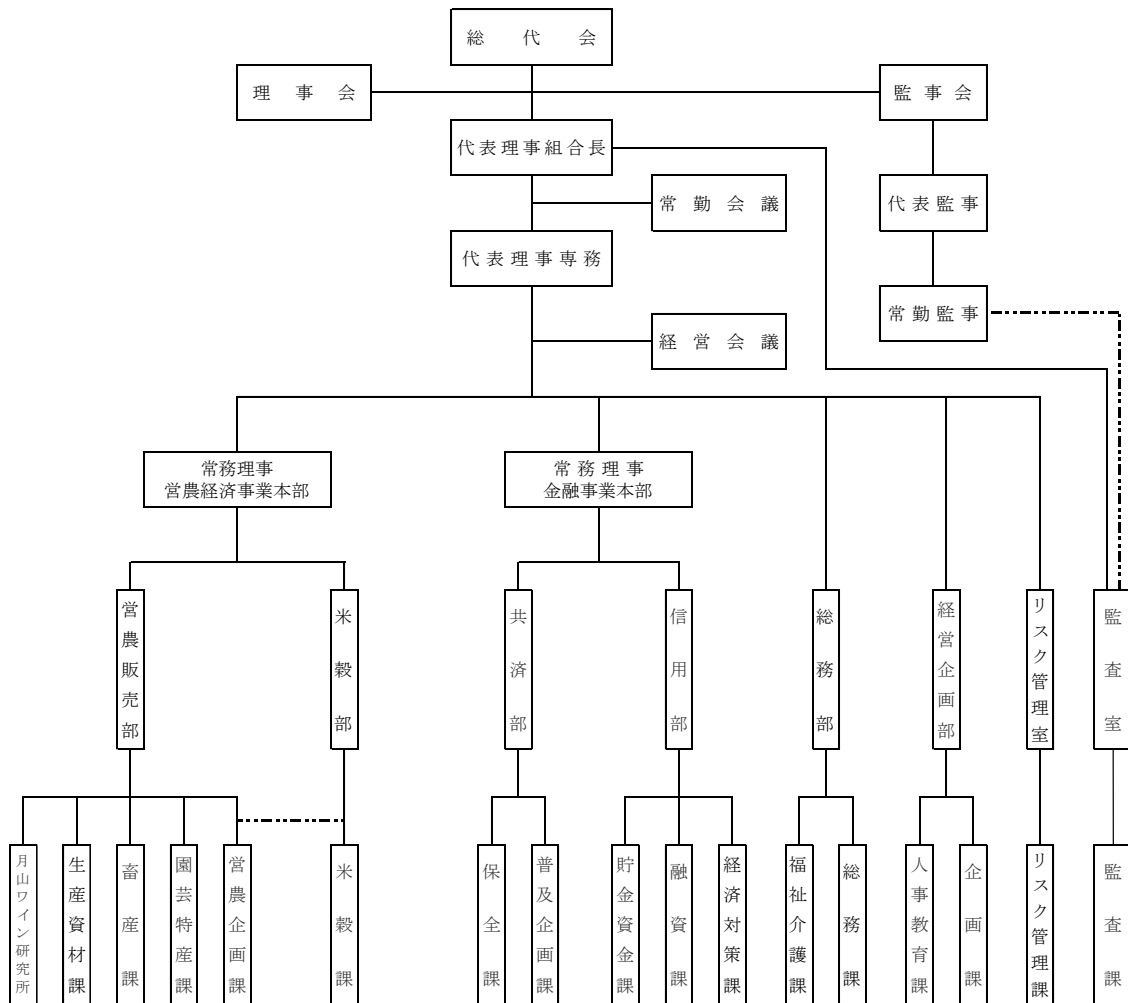
代表理事組合長 海藤 喜久男

【JAの概要】

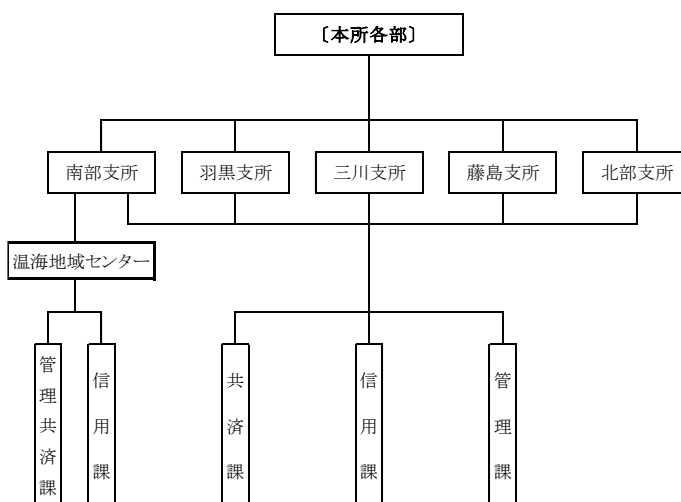
1. 庄内たがわ農協業同組合機構図

令和8年6月19日現在

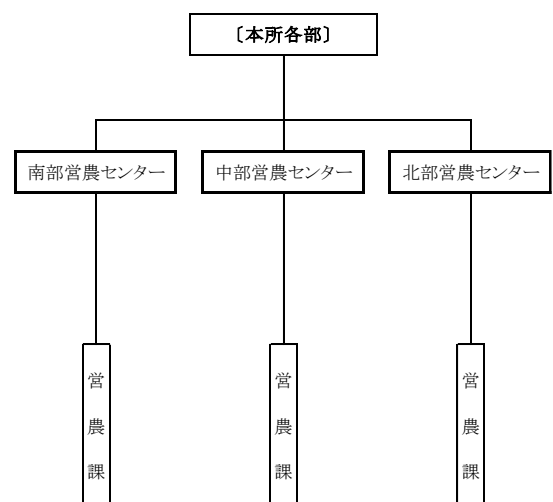
〔本所〕



〔支所〕



〔営農センター〕



(注) 令和8年4月に温海支所は温海地域センターとして南部支所に機能再編しています。また、営農センターを設置し、営農課は、支所管理体制から本所各部の直轄体制へ変更しています。

2. 役員構成（役員一覧）

令和8年6月19日現在

役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏 名	担当職務
代表理事組合長	常 勤	有	海 藤 喜久男	
代表理事専務	常 勤	有	上 林 淳	コンプライアンス担当理事
常 務 理 事	常 勤	無	加 藤 智	営農事業本部長
常 務 理 事	常 勤	無	成 澤 勝	金融事業本部長
理 事	非常勤	無	三 浦 和 彦	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	日 向 誠	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	佐 藤 浩 幸	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	清 野 大 輔	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	阿 部 博 義	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	釧 持 康 光	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	佐 藤 宣 夫	管理・金融
理 事	非常勤	無	遠 藤 卓 浩	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	高 橋 晃	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	小 林 忠 好	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	黒 田 暢	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	小 林 馨	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	青 木 麻 衣	営農・経済
理 事	非常勤	無	佐 藤 昌 幸	営農・経済
理 事	非常勤	無	疋 田 勝 幸	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	齋 藤 忠 克	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	渡 部 修	営農・経済、認定農業者
理 事	非常勤	無	宮 崎 康 史	管理・金融、認定農業者
理 事	非常勤	無	成 澤 和 彦	営農・経済、認定農業者
代 表 監 事	非常勤		押 切 光 久	
常 勤 監 事	常 勤		上 野 千賀子	
監 事	非常勤		伊 藤 篤	
監 事	非常勤		牧 一 男	
監 事	非常勤		佐 藤 均	
監 事	非常勤		菅 原 久 美	員外監事

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士宮下毅氏及び公認会計士西村克広氏であります。

4. 組合員数

(単位：人、団体)

	6 年度末	7 年度末	増 減
正組合員数	10,338	10,075	△263
個 人	10,244	9,980	△264
法 人	94	95	1
准組合員数	7,947	8,108	161
個 人	7,038	7,197	159
法 人	908	910	2
合 計	18,285	18,183	△102

5. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
生産組合長会	290 名	温室メロン部会	19 名
青年部	149 名	ネットメロン部会	11 名
女性部	701 名	里芋部会	19 名
庄内柿生産組織連絡協議会	761 名	花き部会	90 名
ブルーベリー部会	44 名	椎茸部会	26 名
さくらんぼ部会	68 名	養豚部会	5 名
赤かぶ部会	55 名	肉用牛部会	26 名
長ねぎ部会	87 名	酪農部会	4 名
枝豆部会	39 名	農政対策推進協議会	9,459 名
ミニトマト部会	27 名		

(注) 令和7年度の組織の状況を表示しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名又は名称	主たる事業所の所在地	代理業を営む所在地 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者			

7. 地区一覧（令和8年7月現在）

- 鶴岡市（旧藤島町、旧温海町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村）
- 東田川郡庄内町（旧余目町、旧立川町）
- 東田川郡三川町

8. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日、山形県内庄内地区の田川地区管内8JA（旧JAふじしま、旧JA庄内温海、旧JAしんあま
るめ、旧JA立川、旧JA庄内三川、旧JA羽黒、旧JA櫛引町、旧JA庄内朝日）が合併し、庄内たがわ農業協同
組合（JA庄内たがわ）を設立しました。

JA庄内たがわは、鶴岡市（旧藤島町、旧温海町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村）、庄内町（旧余目町、旧立
川町）、三川町の1市2町（旧7町1村）からなる3行政区管内の広域JAであります。

鶴岡市上藤島に本所事務所を置き、6支所、2事業所を有しています。

平成7年度

- 4月 庄内たがわ農業協同組合発足
- 6月 羽黒支所庄内柿脱渋施設起工
- 9月 櫛引支所庄内柿集出荷施設完成

5月 南部CE起工式

5月 JAグリーンふじしま店オープン

10月 福祉用具貸与事業開始

平成8年度

- 4月 余目町花き種苗センター稼
- 9月 羽黒支所カントリーエレベーター完成
稼動
- 12月 「ヤマユリロード」オープン
- 3月 新余目西部カントリーエレベーター起工

平成13年度

5月 三川支所ATM押切店オープン

8月 枝豆新ブランド「庄内ちゃまめ」初出荷式

9月 農産物検査機関発足式
民間検査員第1期生が登録証交付

9月 立川カントリーエレベーター稼動

10月 「第1回月山ワイン新酒フェスティバル」
の開催

3月 契約いちご部会設立

平成9年度

- 5月 インターネットホームページ開設
藤島支所種子センターサイロ増強工事
起工
- 9月 ふれあい食材ブロック化スタート
(株)エコープ庄内設立総会
新余目西部カントリーエレベーター稼動
- 10月 (株)エコープ庄内設立
- 1月 櫛引町役場にATM設置
- 2月 助け合い組織「ふれあいハッピーの会」
発足
- 3月 藤島町役場にATM設置

平成14年度

5月 女性参与理事会初出席

5月 JA庄内たがわ人参部会設立総会

7月 アスパラガス部会1億円達成祝賀会

8月 安全農産物供給対策本部設置

9月 JA庄内たがわ椎茸部会2億円達成記
念大会

2月 企業協力会「飛翔会」発足

3月 JAグリーンコーナー櫛引オープン記
念イベント

平成10年度

- 4月 購買オンラインシステム稼働
広域配送センターオープン
- 5月 朝日村役場前にATM設置

平成15年度

5月 たがわシンボルマーク・キャラクター・
ロゴ・キャッチフレーズお披露目

5月 インターネットショップ「JAタウン」
出店

8月 広域配送センターオープンセレモニー

3月 JA庄内たがわ枝豆部会設立総会

3月 「商品開発委員会」第1回委員会開催

3月 山戸・福栄出張所オープンセレモニー

平成11年度

- 4月 東郷支所新装オープン
- 8月 櫛引支所ATM南部店オープン
- 11月 JA庄内たがわホームページ「もっけだ
ねっと」設置

平成16年度

4月 たがわ統一アスパラ部会設立

6月 花卉販売額5億円達成記念祝賀会

平成12年度

- 4月 女性部朝日支部直売店オープン

- 8月 農産物生産安定対策本部設置
- 9月 温海椎茸生産組合販売高1億円達成祝賀会
- 11月 J A庄内たがわ「准組合員親睦交流会」開催
- 1月 女性部10周年記念事業「海外女性文化交流集会」開催
- 1月 青年部「冬期盟友研修会並びに10周年記念式典」開催

平成17年度

- 6月 「J A庄内たがわ合併10周年記念」合同竣工式並びに記念誌発行祝賀会
- 9月 山形県漁業協同組合と葬祭事業で業務提携
- 10月 庄内たがわまるごとフェアを愛知県内のAコープ3店舗で開催
- 1月 雪害対策本部を設置
- 1月 オートパル中央並びにオートパル庄内町がオープン

平成18年度

- 7月 新余目基幹支所移転オープン
- 8月 藤島基幹支所移転オープン
- 11月 J Aグリーンコーナー庄内町店オープン
- 1月 鶴岡市との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結
- 2月 凍霜害等異常気象対策本部を設置
- 3月 新品種「のびのび」生産販売総決起大会

平成19年度

- 6月 生活いきいき館オープン
- 8月 女性部が日本赤十字山形県支部に新潟中越地震への義援金を寄付
- 12月 グリーンコーナー羽黒店オープン
- 3月 優良ふるさと食品中央コンクール国産農林産品利用部門で「はえぬき麺」が農林水産大臣賞受賞
- 3月 融雪遅延対策本部を設置

平成20年度

- 6月 「産直パペット」オープン
- 8月 集中豪雨被害対策本部設置
- 8月 女性部が日本赤十字社山形県支部に岩手・宮城内陸地震への義援金を寄与
- 10月 三川基幹支所移転

- 10月 J A－S S「タキタロードあさひ」オープン

平成22年度

- 5月 ユーアイコープ組合員親子と田植え交流会
- 9月 J Aインショップ「旬菜市場」が鶴岡こびあ店に開設
- 10月 つや姫初出荷式
- 11月 やまぶしロードはぐろS Sオープン
- 12月 湯殿山スキー学校とスポンサー契約
- 1月 消防団協力事業所に当J Aが選出

平成22年度

- 4月 庄内映画村オープンセット内に直売所をオープン
- 7月 若い男女に出会いの場を提供する「ふれあい交流会」を開催
- 9月 J A庄内たがわ合併15周年記念「第34回月山ワインまつり」を開催
- 11月 山形県J A代表者緊急決起集会でT P P参加反対を求める
- 12月 「ふじの花ロード」「フラワーロード庄内」「フルーツロードくしびき」の愛称でセルフスタンドをオープン
- 3月 女性部が被災者へ義援金468万円を寄付

平成23年度

- 4月 鶴岡市と小中学校の給食用野菜を納入する協定を結ぶ
- 5月 南部庄内柿部会設立総会
- 11月 「なの花ロードみかわ」セルフスタンドをオープン
- 2月 J A青年部櫛引支部が手づくり看板全国コンクールで最優秀賞を受賞
- 3月 黒井組合長が全国農業協同組合特別功労賞を受賞
- 3月 庄内柿生産組織連絡協議会が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞

平成24年度

- 9月 まるごとJ A庄内たがわ「食」の旅
- 11月 J A庄内たがわ農業まつり
- 11月 つや姫コンテスト2012
- 12月 児童養護施設「七窪思恩園」に米を贈呈
- 12月 鶴岡警察署より農産物提供による被害

者支援活動に寄与し感謝状を受ける

平成25年度

9月 第37回月山ワインまつり

10月 庄内柿出荷出発式

12月 つや姫コンテスト2013

平成26年度

5月 TPPから食と暮らし・いのちを守る山形県民集会

8月 株式会社あいとサービス設立祝賀会

10月 「ワインde婚活」開催

2月 月山ワイン山ぶどう研究所大高根農場記念山形県農業賞受賞祝賀会

平成27年度

4月 福祉介護支援センター開設

7月 合併20周年記念事業「にっぽん丸クルーズ北海道の旅」

9月 合併20周年記念事業「第39回月山ワインまつり」

10月 合併20周年記念式典並びに記念講演会

平成28年度

9月 日本農業新聞「移動編集局」が開局

1月 JA青年部櫛引支部の手作り看板が全国コンクールでJA全農賞を受賞

2月 「JA営農指導実践全国大会」で営農販売部佐藤昌幸係長が最優秀賞を獲得

3月 園芸販売高40億円必達大会

平成29年度

4月 第11回フェミナリーズ世界ワインコンクールで最高位の金賞受賞

1月 (株)あつみ農地保全組合(温海)が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞

2月 ジャパン・ワイン・チャレンジ2017で月山ワインの「ソレイユ・ルバン甲州シュールリー2016」が最高賞を受賞

平成30年度

7月 日本ワインコンクール2018で「月山ワイン 豊穰神話 甲州」が金賞並びにコストパフォーマンス賞を獲得

7月 産直施設「んめ農マルシェ」オープン

10月 通所介護施設「えがお・デ・あいと」オ

ーブン

1月 鶴岡市やJA、大学などの6者による農業の人材育成・確保に関する協定締結式令和元年度

令和元年度

7月 日本ワインコンクール2019で「豊穰神話 甲州」「ソレイユ・ルバン 甲州シュール・リー2018」が銀賞を獲得

11月 大嘗祭へ庄内柿を献上

2月 女性向け庄内柿剪定講習会開催

令和2年度

4月 第15回フェミナリーズ世界ワインコンクールで「ソレイユ・ルバンヤマソービニオン2018」が金賞を受賞

5月 鶴岡市立農業者育成学校(SEADS)開校

6月 産直「んめ農マルシェ」オンラインショップ開設

7月 花き集荷施設へ花き予冷库竣工

令和3年度

4月 第15回フェミナリーズ世界ワインコンクールで金賞を受賞

令和4年度

4月 第16回フェミナリーズ世界ワインコンクールで金賞を受賞

2月 JA全農と月山ワイン共同企画商品「月のささやき」発売

令和5年度

4月 第17回フェミナリーズ世界ワインコンクールで金賞銀賞を受賞

9月 庄内柿脱渋・青果物予冷施設完成

3月 大豆乾燥調製施設完成

令和6年度

2月 北部支所オープンセレモニー

令和7年度

7月 日本ワインコンクールで金賞を受賞

11月 合併30周年記念旅行

11月 合併30周年記念講演会・祝賀会

9. 店舗体制

(令和8年7月31日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM
本所	999-7611 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	0235-64-3000	
温海地域 センター	999-7204 鶴岡市湯温海字湯之里284番地	0235-43-3411	1台
北部支所	999-7781 東田川郡庄内町廻館字盛利新田28番地5	0234-42-1000	1台
立川事業所 (営農)	999-6601 東田川郡庄内町狩川字小野里54番地	0234-56-2133	
藤島支所	999-7604 鶴岡市藤浪4丁目105番2	0235-64-2212	1台
三川支所	997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東18番地2	0235-66-2323	1台
羽黒支所	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰9番地の5	0235-62-2141	1台
南部支所	997-0342 鶴岡市三千刈字藤掛18番地	0235-57-2150	1台
朝日出張所 (信用) 朝日事業所 (営農)	997-0404 鶴岡市下名川字落合7番地	0235-53-2512	1台

(店舗外ATMの設置台数 7台)

設 置 場 所	
鶴岡市(山五十川) 山戸ATM	鶴岡市(藤 島) AコープふじしまATM
鶴岡市(木野俣) 福栄ATM	三川町(猪 子) 東郷ATM
庄内町(木ノ沢) 立谷沢ATM	鶴岡市(野荒町) 泉ATM
庄内町(狩 川) 立川ATM	



〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下 3 番の1
TEL.0235-64-3000(代表) FAX.0235-64-5711
URL <http://ja-shonai.or.jp>
E-mail tagawa@ja-shonai.or.jp